

平成 27 年第 4 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 27 年 9 月 8 日 (火曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 5 番 佐藤一則議員
 - 1 . 自然環境の保全・活用について
 - 2 . 再生可能エネルギーについて
 - 3 . 計画的な土地利用の推進について
 - 1 番 藤村由美子議員
 - 1 . まちづくりにおける空き家対策について
 - 4 番 齊藤誠之議員
 - 1 . 学校施設と式典行事について
 - 2 . 小中学校の暑さ対策について
 - 3 . 学校給食について
 - 4 . いじめ対策について
 - 7 番 櫻田貴久議員
 - 1 . プレミアム商品券について
 - 2 . 観光行政について
 - 3 . 本市の職員の育成と人事評価について

出席議員（25名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
22番	玉野宏	議員	23番	平山啓子	議員
24番	植木弘行	議員	25番	人見菊一	議員
26番	中村芳隆	議員			

欠席議員（1名）

21番	相馬義一	議員
-----	------	----

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画政策課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	菊地富士夫
子ども未来部 部長	藤田恵子	子育て支援課 長	石塚昌章
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	印南良夫
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	八木澤秀	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	会田裕司

代表監査委員 大 場 浩 一
西那須野 関 谷 正 徳
支 所 長

農業委員会 川 嶋 勇 一
事務局長
塩原支所長 赤 井 清 宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿久津 誠
課長補佐兼 増 田 健 造
議事調査係長
議事調査係 長 岡 栄 治

議事課長 大 武 利 幸
議事調査係 伊 藤 靖
議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25名であります。

21番、相馬義一議員より欠席する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

佐藤一則議員

議長（中村芳隆議員） 初めに、5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 皆様、おはようございます。

議席番号5番、TEAM那須塩原、佐藤一則です。通告書に従い、市政一般質問を行います。

1、自然環境の保全・活用について。

本市では、592.82km²の広大な面積を有しており、標高は200mから三本槍岳山頂の1,917mまで約1,700mの高低差があります。北西部山岳地帯の

多くが日光国立公園に指定され、平野部においても大小さまざまな河川、水路、湿地があり、広大な農地や美しい平地林が広がり、変化に富む豊かな自然環境があります。

一方、本市は、近年においても人口や世帯数の著しい減少は見られず、都市的土地利用を進んでおり、人と自然が共生する地域づくりを今後とも推進する必要があります。

希少野生動植物の保護の具体的な施策として、市内に生息・生育する希少野生動植物の個体や、その生息地・生育地の適切な保護に努め、今後とも市内に生息・生育する野生動植物の実態調査に取り組む一方で、その調査研究成果については（仮称）那須塩原市版レッドデータブックとしてまとめ、希少野生動植物の保護に向けた普及啓発に努めるとあります。

また、希少野生動植物ではないが、世界中でミツバチの大量死や数の減少が報告されています。1960年代にヨーロッパ諸国で始まったこの現象は、蜂群崩壊症候群と呼ばれていますが、現在、アメリカ、カナダ、中南米、インド、中国、日本等にも広がっています。

原因については、地球温暖化によるダニなどの病虫害の増加、森林伐採による生息地や蜜源となる花の減少、それに伴う栄養不足、ウイルス感染の拡大、そして、人間の都合で家畜化されたこと、蒸し暑いビニールハウスなどで農作物の受粉に酷使されるストレスなどが挙げられています。しかし、それらの中で最も直接的な原因を見られているのがネオニコチノイド系農薬とされています。

農業現場ではイチゴやブドウなどの果物やトマト、ナスなどの野菜（果菜類）の果実を实らせるための受粉や翌年の種子確保のための受粉を主としてミツバチに依存しています。自然界では被子植物のほとんどが野生のミツバチやマルハナバチ

などのポリネーター（花粉媒介者）に頼って種子をつくり、次世代を残します。

ミツバチは受粉によって植物の多様性を維持し、森林や里山など豊かで安定した生態系にする役割を果たしています。ミツバチは指標生物（環境が悪化したときそのことを知らせる生物）です。しかもミツバチは女王バチを中心とする社会生活を営み、必ず帰巢するので、個体数の増減がわかります。現在ミツバチに起こっている大量死は、ミツバチの生息している生態系の重大な異変を警告しているものと考えられますので、次の点についてお伺いします。

那須塩原市版レッドデータブックには、どのような希少野生動植物が指定されているのかお伺いします。

指定されている希少野生動植物の数の推移についてお伺いします。

生息地等保全協定区の数についてお伺いします。

保護に向けた普及啓発をどのように行っているのかお伺いします。

ミツバチの大量死についてどのように捉えているか、また今後の対策についてお伺いします。

以上、最初の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 佐藤一則議員の質問に、まず私からお答えさせていただきます。

的那須塩原市版のレッドデータブックにはどのような希少野生動植物が指定されているのか及びの指定されている希少野生動植物の数の推移については、これは関連がありますので、一括でお答えいたします。

那須塩原市版レッドデータブックは、本市の地

域性に特化して野生動植物の希少性を評価することで、市内に生息・生育する希少野生動植物の個体やその生息地・生育地の適切な保護・保全を図るため、平成27年度から平成28年度の2カ年で作成を進めております。

掲載する希少な野生動植物については、現在、那須塩原市動植物調査研究会の協力を得ながらリストアップ及びランクづけの作業を進めております。現時点では、掲載種及びその数の決定には至っておりません。

次に、の生息地等保全協定の数についてですが、生息地等保全協定区は、市内に生息・生育する希少野生動植物の保護を目的として健全な生息・生育の環境の保全を図るため、土地の所有者の理解を得て協定を締結するもので、現在の協定区数は15地区となっております。

次に、の保護に向けた普及啓発をどのように行っているかですが、環境企画展や広報紙で希少野生動植物種の保護の必要性、生息地等保全協定区での保護団体の活動及び那須塩原市動植物調査研究会の活動などを周知しております。また、那須塩原市動植物実態調査報告書の頒布を通じ、本市の自然の豊かさとその保護について広く周知をしております。

のミツバチの大量死についてどのように捉えているかについてですが、今後の対応について、世界各地で主に西洋ミツバチについての蜂群崩壊症候群とみられる事象が報告されておりますが、本市においてはこれまで蜂群崩壊症候群は確認されておられません。

また、在来種であるニホンミツバチについては、環境省及び栃木県のレッドデータブックに掲載されておられませんので、現時点では種の保存に深刻な影響を与えるものではないとの情報を得ております。

なお、今後の対策につきましては、国や県などと連携して情報収集に努め、必要に応じその対策に努めてまいります。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） ただいま本市における自然環境の保全・活用について、市長より答弁をいただきました。

1から5まで一括して再質問をいたします。

初めに、那須塩原市は、レッドデータブックは本年度と28年度にかけて、つまり、現在作成中であると理解したところであります。

ところで、県内自治体にあってはどのくらいの自治体がレッドデータブックを作成しているのか、または作成に取り組んでいるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 所管いたします私のほうからお答えさせていただきます。

現在、県内でレッドデータブックとして発行されていますもので私どもが確認していますものは、栃木県が2005年9月に地形・地質、植物群落やシダ、種子植物を集めた維管束植物、魚類、昆虫、土壤動物など、18分類にまとめたものを発行しています。

また、市町では、日光市が維管束植物だけをまとめたものを2013年3月に発行しています。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それについては理解したところであります。

次に、那須塩原市動植物調査研究会の協力を得ながらリストアップ及びランクづけの作業を進めているとのことですが、那須塩原市動植

物研究会の活動やどのような方が委員となられているのかお伺いをします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えいたします。

那須塩原市動植物調査研究会は、野生動植物の生息・生育状況の調査研究、希少野生動植物の保護に関する施策を円滑に推進することを目的に設置されております。

植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫の6部会で構成しており、それぞれの部会に専門的な知識を有する25名の方を委員として委嘱しています。

委員の皆さんの職歴といたしましては、元畜産草地試験場や栃木県立博物館、栃木県農業大学校で研究員、学芸員、教授として勤務されてこられた方々や、日本野鳥の会、筑波大学大学院などで研究、活動されていらっしゃる方です。

また、研究会は各部会ごとに市内全域で野生動植物の種の個体の生息や生育の状況を調査しており、今年度は全部会が年間10回程度の集まりを予定しているところでございます。

さらに、全体会で調査結果の報告、情報交換、情報共有を図り、自然保護、保全に寄与しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） よくわかりました。

続きまして、現在、希少野生動植物のリストアップ及びランクづけの作業中のために、現時点では掲載種及びその数についてはまだ未定ということですが、那須塩原市の地域性に特化している希少野生動植物にはどのようなものがあるのか、主なものをお伺いいたします。

また、那須塩原市希少野生動植物の保護に関す

る条例及び規則によると、ミズニラやヤマドリなど277種の希少野生動植物が指定されていますが、これらは掲載されると考えてよろしいのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 先ほど市長がお答えさせていただきましたが、現在は議員がお尋ねの那須塩原市希少野生動植物の保護に関する条例及び規則に指定されています277種の動植物も含めて、現在レッドデータブックの選定作業中でございます。

こういう議会という公の場所での発言はその作業に影響を及ぼすことが懸念されますために、現在明確な答弁は差し控えさせていただきたいことをご理解のほうをよろしくお願いします。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） わかりました。

次に、生息地と保全協定区については、現在15地区という答弁をいただきました。私の地元樋沢村づくり推進協議会では市を協定を結びまして、希少なミズニラ、ナスヒオウギアヤメ、カザグルマを保全・保護しております。

他の地区ではどのようなものを保護しているのか、公にできるものの範囲で結構でございますので、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えいたします。

今、ご質問の中にありましたが、現在、市内の中には15地区、先ほど市長のほうも答えさせていただきましたが、生息地等保全協定区の締結をいたしまして、保護・保全に協力していただいているところですが、例えば、鍋掛地区では、そのほ

かにウラジロ、それから寺子地区でいいますと、サクラバハンノキ、ヒツジグサ、モウセンゴケ、木綿畑地区では、フクジュソウ、嶋内地区ではセツブンソウ、石林地区ではナガエミクリ、エンコウソウ、井口地区ではイブキトラノオなどの保全に尽くしていただいております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 私も初めて聞いた名前もたくさん出てきました。生息地等の保全協定は、市内に生息・生育する希少野生動植物を保護するため、土地の所有者や地元の理解と協力を得ることが大切であるとともに、なかなか大変なことで理解をしたところでございます。

市の自然環境保護の取り組みについてはこれまでに市の環境企画展や広報誌で目にし、大変関心を持っていたところであります。特に、広報なすしおばらの平成25年12月5日号の希少野生動植物の保護の特集を初め、最近ではことし8月5日号の最後のページ、裏表紙に望田保存会の保護活動の取り組みが掲載されており、理解したところであります。

今後も本市の自然豊かな保護の取り組みについて、ぜひとも市民に対し普及啓発に努めていただけることを願っております。

レッドデータブックが発刊された折には、私の一番に購入させていただきたいと思っております。

続きまして、5の西洋ミツバチの大量死、蜂群崩壊症候群について、本市ではこれまでに確認されておらず、現時点では種の保存に深刻な影響を与えるものではないとの情報も得られていることでございますが、それにつきましては、幾分安堵したところでございます。

また、今後の対策については、国や県などと連

携して情報収集に努め、必要に応じてその内容に努めていただけるとの答弁をいただきました。そこでお伺いいたします。

本市では発生していないものの、西洋ミツバチの大量死の一因としてネオニコチノイド系農薬の使用が疑われているが、市はこのことについて認識しているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 農薬の関係でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

ネオニコチノイド系農薬が疑われていることに対して、市のほうは認識をしているかということでございますが、先ほど市長のほうからもお答えしたとおり、蜂群崩壊症候群につきましては、日本国内のみならず世界でその事象が起きているということで報告を受けたり、あるいは報道されたりしているところでございます。

そんな中で、農水省はその原因の1つとして、ネオニコチノイド系農薬の影響の可能性があるということで、現在その因果関係について調査研究をしているというところでございますので、我々も当然のことながら、そういうような事実については認識しているということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） ネオニコチノイド系の危険性が疑われている中で、なぜ今でもこの農薬が使用されているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 農薬がなぜ使用されているのかということでございますが、まず、先ほどもお答えしたとおり、国は、このネオニコチ

ノイド系農薬がミツバチに与える影響について、現在、因果関係を調査中ということでございまして、この農薬がミツバチの大量死の原因であるといったところを断定づけるまでには至っていないという状況ということでございます。

そんなことでございますので、国内においては、このネオニコチノイド系農薬の使用禁止あるいは規制といったものは現在かかっていないというような状況でございます。

ちょっとこのネオニコチノイド系農薬といったものについてお話しさせていただきたいと思いますが、この農薬は、カメムシ、ウンカ、あるいはアブラムシなど主要な害虫、そういうものに対して防除効果を持つ殺虫剤ということでございまして、これを使用しなかった場合は稲作等に甚大な被害が生ずる可能性があるということでございます。

カメムシというものを例にとらせていただきますと、この虫にかまれた米粒というのは、もう成長がとまってしまったり、あるいは黒い斑点ができてしまったりということで、いわゆる斑点米ということで、要は商品価値が著しく低下してしまうということでございますので、稲作農家にとっては、やっぱりこういう薬品を使った中での防除というものが大変重要な作業になっているということでございます。

また、このネオニコチノイド系農薬は、カメムシの防除ということに主に使われていることでございますが、ほかの殺虫剤に比べて人体に対したりとか、水性動植物に対しての被害が少ないというような特徴がございます。

したがって、働く人の健康、あるいは食べる方の健康、あるいは下流部にある河川への影響等々を考えた場合、安全度が比較的高いということから広く使われている農薬だということでござ

います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 農薬につきましては、稲作農家にとっては、現在のところ欠かすことができないということは理解したところでございます。

その際に、実際に被害が想定される農薬の空散の際に具体的にはどのような対策を行っているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 農薬の空中散布の際の対策ということでございますが、農水省では、ミツバチに農薬がかかるのを防ぐために、農家と養蜂家との間の連絡をしっかりと密にしなさいというような指導をしています。

我が市といたしましてもそういう指導を受ける中で、空中散布に際しては、防除協議会というものがございます、そこで作成した実施日をお知らせするようなピラといったものを、自治会長さん等にお世話いただきながら、各班の回覧等で広く市民の皆さん方にお知らせをさせていただいているところでございます。

また、県レベルでは、空中散布の時期が近くなった場合、養蜂家に対してダイレクトメールということで、その時期が来ましたので留意くださいといったような通知を差し上げるのとあわせて、水稻農家に対しても、農協を通じまして養蜂家への配慮について記載したカメムシ防除の注意事項に関するパンフレット、そんなものを配布して、全体として被害の軽減に努めているといったところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それらにつきましては理

解したところであります。

今後とも水稻、そして養蜂家が共存できるような取り組みを続けていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、2、再生可能エネルギーについて。

近年、喫緊の課題となっている地球温暖化は世界各地で環境の異変や生態系への影響を及ぼしており、深刻な問題となっております。

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、従来のエネルギー政策の抜本的な転換の必要性が議論されています。このため、化石エネルギーの依存から脱却し低炭素社会を構築していくため、地球温暖化対策を推進する必要があります。

温室効果ガス排出抑制施策の1つとして再生可能エネルギーの利用の推進が挙げられていますので、次の点についてお伺いします。

太陽光発電システム設置補助の内容についてお伺いします。

現在までの太陽光発電システム設置の補助件数についてお伺いします。

どのような再生可能エネルギーに取り組みられたのかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） これにつきましては、所管いたします私のほうから答弁させていただきます。

2の再生可能エネルギーについてのご質問、から まで、順次お答えいたします。

初めに、 の太陽光発電システム設置補助の内容についてですが、再生可能エネルギーの利用を促進することにより、地球温暖化の防止とエネルギーの地産地消を図るため、住宅に設置する太陽

光発電システムの設置費用の一部を補助するもので、1kW当たり3万円、上限が4kW12万円となっております。

次に、の現在までの太陽光発電システム設置の補助件数についてですが、平成24年度に創設した補助事業でございまして、平成27年8月31日現在で1,275件となっております。

最後に、のどのような再生可能エネルギーに取り組まれたのかについてでございますが、先ほど述べました太陽光発電システム設置費補助事業のほかに、本年度から新たに蓄電池設置費補助事業を設置し、平成27年8月31日現在で43件の実績となっております。

また、市有地を有償で貸し出し、民間事業者による1,600kWの太陽光発電事業を展開してございます。

さらに、現在整備を進めているものとして、鳥野目浄水場の導水管を利用した42kWの小水力発電及び市が所有する学校や公民館など19施設の屋根を有償で貸し出し、民間事業者による720kWの太陽光発電事業などがございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） ただいまの答弁におきましてはある程度は理解したところでありますが、1から3まで一括して再質問をいたします。

初めに、太陽光発電システム設置費補助事業のほか、本年度から新たに蓄電池設置費補助事業が行われているとのことですが、既に太陽光発電が設置されていても、これは受けられるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えいたします。ご質問のとおり、受けられるようになっており

ます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 現在、申し込みのあったケースとしては、新たに太陽光発電とセットでの申し込みと、蓄電池単独の申し込みについてはどちらのほうが多いのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 先ほど43件と申し上げましたが、そのうち39件が既存、もう既に太陽光発電がついている、そこに新たに蓄電池を設置するもの、4件が新たに太陽光発電と蓄電池のセットとして申請のあったもの、そういう内訳になっております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） わかりました。

この事業については、今後も継続していくのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 再生可能エネルギーの太陽光発電システム設置補助事業につきまして、これは平成27年8月31日までに1億4,452万円の補助が実績として出されております。

この事業につきましては先ほども申し上げましたが、24年度から開始いたしましたもので、5年目を迎えます平成28年度までは継続していく考えでございます。

なお、その後につきましては、現在策定しております第2期総合計画、第2期環境基本計画、この作成の中で再度検討していくことが必要であるというふうに私どもは認識しております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。
5番（佐藤一則議員） 2の再生可能エネルギー
につきましては理解したところでございます。

続きまして、3、計画的な土地利用の推進につ
いて。

自然環境や地理的な条件に恵まれた本市では、
用途地域以外における人口・世帯の増加に伴う農
地や平地林の都市的土地利用の転換が営農環境の
悪化や非効率的な都市基盤整備につながり、市の
特色である街道景観や田園風景が損なわれつつあ
ります。

国土利用計画法や都市計画法、農地振興地域の
整備に関する法律などの関連法令の適切な運用を
図るとともに、開発指導要綱の運用などにより、
開発行為の適切な規制・誘導に努めるとともに、
景観条例による届け出の指導や景観意識の醸成に
より良好な都市景観や田園景観の維持・創出が挙
げられていますので、次の点についてお伺いしま
す。

本市の農用地面積の推移についてお伺いしま
す。

本市の森林面積の推移についてお伺いします。

本市の宅地面積の推移についてお伺いします。

本市の農用地、森林及び宅地に太陽光発電シ
ステムを設置するに当たっては、どのような規制
があるかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員の質
問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 3の計画的な土地利用の
推進についてお答えいたします。

まず、 から までの面積の推移についてです
が、農用地及び森林面積の推移については、平成
22年度から平成26年度まで継続して減少傾向が続
いております。

なお、森林面積については、平成24年7月から
再生可能エネルギー固定価格買取制度のスタート
を機に、減少幅は大きなものとなっております。
また、宅地面積の推移については、年々若干の増
加傾向にございます。

次に、 の太陽光発電システムを設置するに当
たつての規制についてですが、まず、農用地に設
置する場合、農用地の転用手续が必要となります
が、通常の農用地の手续と同じく営農条件及び周
辺の市街地の状況から見た農地区分に応じた許可
基準と同時に、事業実施の確実性や被害防除など
の一般基準を満たすことが必要となりますが、い
ずれの場合においても太陽光発電システムの設置
を規制するものではありません。

次に、森林に設置する場合、利用する面積によ
り届け出や隣地開発許可等が必要となりますが、
太陽光発電システムを規制するものではありません。

最後に、宅地に設置する場合、土地利用に主た
る目的が建築物の建築でないため、本市の開発指
導要綱や都市計画法の開発許可の手续は不要とな
ります。

なお、大規模な土地取引を伴う場合、国土利用
計画法や公有地の拡大の推進に関する法律に基づ
く届け出が必要となりますが、太陽光発電システ
ムの設置を規制するものではありません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 答弁をいただきましたの
で、1から4まで一括して再質問をいたします。

初めに、森林面積の減少幅が再生可能エネルギ
ー固定価格買取制度のスタートを機に大きなもの
となったとの答弁がありましたが、年度ごとにど
のぐらいあったのか、具体的な件数と面積をお伺
いたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始後の森林における転用の具体的な件数と面積についてということのお尋ねだと思います。

まずはその前段ということで、再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まる前、すなわち平成23年度時点ではどうだったかということをご説明させていただきます。

平成23年度時点の民有林の面積というものは1万3,588haでございます。伐採届や隣地開発によって転用になった面積は、23年度が全体で85件、そして面積にいたしまして20.9haございました。そのうち、太陽光発電設備にかかわるものは、当然のことながらゼロ件ということでございます。

それが、再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まってからは、平成24年度が全体で85件、54.4ha転用され、そのうち太陽光発電にかかわるものは8件で13.9haございました。

次に、平成25年度でございますが、こちらにつきましては、全体の転用件数が120件、面積にして72.3ha、そのうち太陽光発電に係るものは25件で17.1haだったということでございます。

最後に、26年度でございますが、こちらにつきましては全体で転用件数が139件、面積は122.4ha、そのうち太陽光発電に係るものは、42件で、85.6haだったということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） ただいまの説明は理解したところでございます。

続きまして、林地開発等による森林への太陽光発電システムの設置は、再生可能エネルギーの買取価格の値下げなどもあることから幾らかは減っ

ていくと思うが、市は今後どのように推移していくと考えているのか伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 今後の推移についての見通しというお尋ねだと思いますが、ただいま議員ご指摘のとおり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートいたしました平成24年4月の時点では、買取価格といったものが40円プラス消費税だったということでございます。

それがことし4月では29円プラス消費税、そして7月にまた改正があったということでございますので、現時点では27円プラス消費税ということになっておりまして、制度のスタート時に比べて13円プラス消費税分が値下げになったということでございます。

あわせて、ことし4月からは、東電が太陽光発電事業者から電気を買取るに当たって、東電の送電設備あるいは配電設備の容量を増強せざるを得ない場合は、その設備投資にかかる費用の負担を太陽光発電者側に求めることになったというようなこともございます。

このようなことから、少々過熱気味だった太陽光発電施設についても、その傾向は減少傾向に向かうものかなというふうに思っているところでございます。

ちなみに、現時点での今年度分につきましては、太陽光にかかわる案件については5件で約6ha、対前年同期と比べてみますと、23件、63.5haでございましたので、面積では10分の1程度に減少しているといったような状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） ただいま減少傾向にあるということを知り、少し安堵したところでござ

います。ほかの自治体では、景観条例等での届け出の義務づけを実施している例も見られますが、本市の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） ほかの規制等の状況でございますが、まず、本市におきましては、景観条例で太陽光発電につきまして規制は特に行っていないところであります。

他市の状況でございますが、敷地面積の大きい太陽光発電施設は自然公園内の展望地から眺望されるなど問題が生じる可能性があるため、国内においては幾つかの規制事例がございまして、その多くは世界自然遺産、それから文化遺産に登録されました、そういった地域が多いんですけれども、山梨県ですとか静岡県、京都府などでそういった状況も見られます。

それから、近隣では、那須町が昨年度、景観条例の一部改正を行いまして、太陽光発電をその条例の中に追加して、届け出の義務を入れたということでございます。

本市としましては、先ほども申しましたように、本市の景観条例においては太陽光発電設備につきまして届け出の義務づけによる指導、規制等の規定はございません。また、景観条例の改正等についても、今のところ特に考えておりません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 確かに太陽光発電システム、クリーンエネルギーでいいエネルギーだとは思いますが、本市の特色である良好な街道景観や田園景観の維持・創出にも努められるよう、今後ともどうぞよろしくお伺いいたします。

以上で私の市政一般質問を終了いたします。

議長（中村芳隆議員） 以上で、5番、佐藤一則

議員の市政一般質問は終了いたしました。

藤村由美子 議員

議長（中村芳隆議員） 次に、1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 1番、藤村由美子です。通告に従い、一般質問を行います。

1、まちづくりにおける空き家対策について。

空き家の問題は、単に防犯や景観の問題ではおさまらない非常に複雑で難解なまちづくりの問題であることがわかってきました。

将来的に人口が減少し、土地や住宅を求める絶対数が減少してくれば、不動産の価値は下落します。現時点で生活拠点となっていない土地を親の資産として突然子どもが相続することになった場合など、諸事情で相続放棄せざるを得ないという状況もふえてくるのが考えられます。

空き家・空き地の問題は、市の歳入の中で大きな割合を占める固定資産税に直結しており、将来的に市の財政に影響を及ぼすことが懸念されます。

今後まちづくりを進めていく上で、長期的・戦略的な空き家対策が必要不可欠であると考えられることから、お伺いします。

税収と空き家・空き地の関連について伺います。

当市の歳入において、固定資産税と都市計画税の占める割合とその推移について。

滞納繰越の中で、空き家・空き地の割合を把握しているか。

固定資産税が減額されるケースについて。

税収の将来像についての市の見解は。

新たな税条例や特区を設ける考えはないか。

現在、市で検討されている空き家対策につい

て伺います。

把握している空き家の現状について。

空き家条例について。

空き家バンクについて。

コンパクトシティー推進と空き家対策との連携について伺います。

立地適正化計画と空き家対策の関連性について。

まちづくりを長期的・戦略的に考える部署をつくる考えはないか。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 藤村由美子議員に私からお答えいたします。

まず、空き家対策について、私からは の税収と空き家・空き地の関連についてをお答えさせていただきます。

の当市の歳入において、固定資産税と都市計画税の占める割合とその推移についてお答えいたします。

まず、歳入における市税の割合ですが、平成26年度決算で、一般会計歳入総額約526億1,900万円に対し、市税約190億9,200万円で36.3%になります。市税に占める固定資産税の割合は92億6,900万円で48.5%、都市計画税の割合は、これも約4億8,600万円で2.5%となっております。

次に、割合の推移ですが、市税における固定資産税は、平成22年は53.4%でしたが、平成26年度には48.5%に、都市計画税は、平成22年度は2.9%でしたが、平成26年度は2.5%になり、2つの税とも減少しております。

次に、 の滞納繰越の中で空き家・空き地の割合を把握しているかについてもお答えいたします。

固定資産税及び都市計画税の賦課徴収に当たっては、空き家・空き地に対する区分がございませんので、把握はしておりません。

次に、 の固定資産税が減額されるケースについてお答えいたします。

固定資産税が減額される主なケースとしては、住宅を新築した場合と住宅用地として土地を使用している場合の2つがございます。

減額の内容につきましては、まず、住宅を新築した場合は、居住部分の割合、床面積など一定の要件を満たしたときに居住部分の床面積120㎡を上限として、一般住宅については3年度分、長期優良住宅につきましては5年度分の家屋分の税額が床面積に応じて2分の1に減額されます。

次に、住宅用地として土地を使用している場合ですが、家屋の床面積の10倍を限度として、200㎡以下の住宅用地は、小規模住宅用地として課税標準額を6分の1に、200㎡を超える住宅用地につきましては、一般住宅用地として課税標準額が3分の1に減額されます。

次に、 の税収の将来像についてお答えいたします。

市税全体の税収につきましては、将来人口の減少などにより今後は減少していくものと予測しております。こうした中、固定資産税につきましては人口の減少や景気変動の影響を比較的受けにくい安定した税収が見込めることから、市の財政を支える重要な基幹税であると考えております。

しかし、近年の税収の動向を見ますと、地価の下落、家屋や償却資産の経年減価による価格の減少などの影響が大きく、減収の傾向となっており、この状況は当面継続するものと考えております。今後におきましては、より適切な賦課徴収業務に努め、確実な税収の確保を図りたいと考えております。

の新たな税条例の特区を設ける考えはないかについてもお答えいたします。

現在、本市におきましては、新たな税条例や特区を設ける考えはありません。

なお、先日、国土交通省において、空き家の所有者が撤去したり自分の居住用や賃貸用に改築をした場合に、税負担を軽くする制度を平成28年度税制改正要綱に盛り込む方針との新聞報道がありました。今後はこうした国等の動向を注視していきたいと考えております。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 建設部長。

建設部長（君島 勝） 私からは、及び のについてお答えいたします。

初めに、 の現在市で検討している空き家対策についてお答えをいたします。

の把握している空き家の現状につきましては、6月議会において平山啓子議員にお答えをしておりますが、平成26年度に市街地を中心とした人口集中地区において、自治会単位で調査を行いました。

この調査は利用可能な空き家の把握が目的であり、調査の方法は調査対象地区の自治会長に空き家と思われる建物の情報提供を依頼し、得られた情報をもとに現地調査を行い、目視により1棟ごとの状況を調査しております。

その結果、調査対象地区内の建物9,825棟のうち、現状のまま、または簡易な修繕で利用可能である空き家は248棟でありました。

実施した調査は、本市が進める定住促進などのため空き家の利活用を図る上で有効な調査ですが、本年5月26日に施行されました空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等の調査については、実施の必要性等も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、 の空き家条例についてお答えいたします。

全国的に空き家が社会問題となっている中、本市におきましても生活環境に深刻な影響を及ぼす管理不十分な空き家等の増加が予想されるところであります。

このため、空き家等の所有者等の責務や適切な管理が行われていない空き家等に関する必要な措置、あわせて本市が取り組むべき空き家対策の方向性を示す空き家等対策計画の策定等について規定した空き家条例を年度内に作成したいと考えております。

次に、 の空き家バンク制度についてお答えいたします。

この制度は、主に自治体が空き家の有効活用を通して定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、市内の空き家を紹介するものであります。

具体的には、空き家の賃貸、売却を希望する所有者に物件を登録していただき、その情報を市のホームページなどで公表し、空き家の利用希望者へ情報提供を行います。利用希望者は、宅地建物取引業の免許を持つ民間事業者の仲介により交渉・契約を行うという流れを想定しております。

本市として、この制度は活用可能な空き家の利用促進及び定住促進に有効な制度であると考えており、今年度準備に着手したところであります。

次に、 のコンパクトシティ推進と空き家対策との連携についてお答えいたします。

の立地適正化計画と空き家対策の関連性についてですが、本市では人口減少と高齢化を背景に、誰もが安心して快適に暮らせる生活環境と持続可能な都市経営を実現させるためにコンパクトシティの形成を目指して立地適正化計画の策定に着手しております。

本計画では、医療、福祉、商業施設等の都市機

能を誘導する区域と居住を誘導する区域を設定いたします。居住誘導区域内での空き家の活用はコンパクトシティ推進のための有効な施策の1つと考えております。

議長（中村芳隆議員） 企画部長。

企画部長（片桐計幸） 私からは、 のまちづくりを長期的・戦略的に考える部署をつくる考えはないかについてお答えします。

現在のところ、立地適正化計画の策定及び空き家対策については、それぞれの担当部署において進めているところであり、その進捗状況に応じて、必要が生じた場合には新しい部署の設置等も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 市長からご答弁いただきましたので、 の から順次再質問いたします。

当市の歳入において、固定資産税と都市計画税の占める割合とその推移についてご説明いただきました。

市のお財布に入ってくるお金の中で何が一番大きいのか、市民にとってなかなかそれを知る機会は少ないですが、お答えから、固定資産税が税収の約半分という非常に大きな割合を占めているということがわかりました。

市民の方が税収をイメージしやすいように、簡

単なフリップを用意しました。

こちらです。

これが市税の調定額と構成比と推移をあらわした表です。

この黄緑色のところが固定資産税なので、非常に大きい割合を占めているということがわかります。

こちらは、歳入の体系とその推移をあらわしたもののなんですが、一番上の緑色の固定資産税のところが緩やかに右肩下がりになっています。これが先ほど市長からご説明いただいた理由があると思うんですが、とても大事なことだと思いますので、もう一度この理由についてご説明いただけますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 固定資産税が非常に市税の中で半分近くを占めるというふうなことでありまして、ただいま議員のほうで図のほうを使っていたいて説明したとおりというようなことでありますけれども、やはり固定資産税、ご存じのとおり、土地と建物、償却資産等も含めますけれども、そういったものというふうなことになりますので、どうしても生活していく上で、あるいはなりわいとして何かをやっていく上で必ず必要になるものというふうなことで、やはり生活に占める部分が大きいというふうなことがこの要因だというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 右肩下がりになっている、減少してきているということの説明もよろしく願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） これにつきましても、先

ほど市長のほうから答弁があったかと思えますけれども、やはり地価の下落、あるいは家屋、償却資産の経年減価による価格の減少など、そういったものが非常に大きいんだというふうに認識をしております。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） ほかの市民税であるとか、法人税などは景気の変動で影響を受けるものですので、固定資産税が非常に歳入の中で財源として重要であるということは非常によくわかりました。私たちは何とかこれを死守しなければならないという現状において、行く手に待ち構えているのが、この固定資産税に直結する空き家・空き地問題です。

ここに居合わせている皆さんそれぞれのご家庭の事情やご近所のことをちょっと思い浮かべてみてください。果たしてどれだけのご家庭が現在住んでいる家と土地を子どもたちにそのまま受け継いで住んでもらえるのでしょうか。2世代、3世代にわたってそのまま住み続けることができる住居はどのくらいあるのでしょうか。

建築後20年もたてば、あちらこちらにふぐあいが出てきて、メンテナンスに費用がかかります。その上、将来子どもたちの生活拠点が現在と同じ場所でよいという方はぐっと絞られてくると思います。

高品質で丈夫な住宅は建物として何世代も住み続ける価値を維持できますが、ごく一般的な住宅は、生活環境や家庭の事情など幾つかのハードルをクリアできない場合、住人が高齢化し、メンテナンスもできず、やがてその住人もいなくなって空き家となります。このような空き家予備軍は相当数存在すると考えます。

私の家も子どもがおりませんので、やがて最後に生き残った1人がもし徐々に認知症になってい

ったとしたら、果たしてきちんと税金を払いながら家を管理し、最終的に処分することができるでしょうか。気がついたらどこかの病院か施設に送り込まれていて、家はまさに空き家になってしまっています。このような我が家は空き家予備軍の最前線に位置する物件だと思っています。皆さんのご町内でも、相当数の空き家予備軍が思い浮かぶのではないのでしょうか。

空き家問題は単に景観上や防犯の問題だけでは済まない市の財政に影響を及ぼす大変危うい問題であり、近い将来のまちづくりの問題でもあるのです。

そのことを念頭に置いて、と について一括して再質問いたします。

滞納繰越の中で、空き家・空き地等の割合は把握されていないというお答えでした。固定資産税が払えない状況の方は、例えばどのような事情がありなのでしょう。お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 固定資産税を払えない方の理由というようなことだと思いますけれども、やはり当たり前の話ですが、それだけの所得がないというふうなことで、税金のほうを払っていただけないというふうなことがあるかと思えます。

また、親の代で固定資産税がなかなかお支払いしていただけなかった。それが相続というふうなことになりますと、その子どもたち、あるいは配偶者の方に相続というふうなことになるわけなんです。やはりどうしても、そんな中で背負い切れないというふうなことで、相続放棄というふうなこともあるかと思えます。そんな状況の中で、固定資産税のほうはなかなかお支払いできないというような状況が出てきているのではないかとこのように考えます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 各ご家庭さまざまな事情がおりだと思います。今おっしゃった相続放棄というのも非常に心配な問題です。

例えば子どもさんが巣立って、県外、市外に移住して就職し、そこを拠点として生活していた場合、自分と自分の現在の家族の生活を抱えながら、遠く離れた実家の面倒を見ることは大変です。親御さんが1人で住むことが不可能になった場合、またお亡くなりになった場合、この実家をどうするか、いずれ誰も悩まなくてはなりません。

ここでネックになるのが固定資産税の問題です。先ほど減額されるケースについてご説明いただきましたが、土地に住宅が建っていれば、その面積、大きさにより3分の1もしくは6分の1に軽減されるようになっています。

しかし、建物は放っておくと老朽化しますし、草刈りなど土地の管理費はかかります。遠く離れた実家は使わないのに税金だけがかかり続ける重荷になってしまいます。今の自分たちの生活で精いっぱい子どもたちは、実家が古くて貸したり転売したりできない場合、やむを得ず建物を壊して土地を売るしかないと考えたくなります。

ところが、家を壊すのにも相当な費用がかかります。また、壊したとたん、先ほどの特例が認められなくなるということは固定資産税が一気に高くなってしまふということです。そうなりますと、残された子どもにとっても、どうしたら一番いいかさっぱりわからなくて、とりあえずそのまま放置するということになってしまいます。これがご存じのとおり、空き家が減らない要因の1つとされています。

このような固定資産税が滞納となっている方について納税相談等を行い、要因を把握することで、早い段階で特定空き家と空き家予備軍をつかんで、

次のステップに早目早目につなげることができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 議員お話しのとおり、そういった空き家予備軍というのを早く把握して対応をとるというふうなことかと思えます。

ただ、納税相談の中でどの程度のお話が把握できるのかという点につきましては、まだまだわからないところがあるのではないかなというふうには思いますが、1つの手段としてはそれなりの効果があるのではないかとこのふうには考えます。

ただ、これにつきましても、やはり先ほど建設部長のほうからお話がありましたように、コンパクトシティとの関係等々、まちづくりの関係、そういったトータル的なところの中での1つの手法というようなことの中で検討していかなければならないのではないかとこのふうには考えます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 先ほど、国の動きもありました。他市の動きもありますが、住居を壊しても3年間は特例を維持するような動きもありますが、これは壊すことを少し後押しする策ですので、見た目の空き家をなくす有効的な方法かもしれませんが、あくまで見た目の空き家です。根本的な解決にはなりません。なぜなら、見た目の空き家がなくなっても、その土地が売れなければ、所有者はやがて本来の税率に戻った固定資産税を払わなければならなくなります。払えればいいのですが、払えない、売れない、この負のスパイラルに陥ってしまいます。その方の土地は税金を滞納したまま空き地としてぼつんと残ることになります。それぞれの事情が解決するまで税収は入らないし、まちづくりとしても困った問題です。

そこで、と について一括再質問いたします。
市としては税収の将来像については、時代の流れで減少していくものと考えているとお答えでした。これは全国どこでも同じ問題であり、避けることのできない現実であると思います。親から土地を残されたけれども、親も税金を滞納していたし、先ほど説明あったとおり、相続税も払えない、物納もできない、切り売りもできない、借り手もないとなると、相続放棄したほうが簡単だということになってしまえば、固定資産税を滞納されたままその土地はある日突然国のものになってしまう。

市としては丸損です。このような状況の中、税収の中でも景気変動の影響を受けにくい安定的財源である固定資産税をできるだけ減らさないための手だてはあるのでしょうか。お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 将来的には、固定資産税、税金全体が減少人口、高齢化というようなところもあるとは思いますが、そういったところでの見通しというようなことで答弁させていただいたところでありますけれども、そんな中で固定資産税をいかにして確保していくのかというふうなことからかと思えます。

これについては、現在、強力に進めています定住促進、やはり、まずは定住促進を図って、人口の減少を最小限に食い止めるというふうなことだろうというふうに思います。その中で、ではどういうふうな手だてを行っていくのかというふうなことをその次の段階で考えなくてはいけないだろうというふうには思います。

つまり、人口が減らなくて、その人たちが今までどおりといいますが、今までの規模どおりに家を持っていただき、土地を持っていただき、それ

を適正に管理していただくというふうなことによって、固定資産税についても、ある程度の確保が見込めるのではないかとというふうには考えます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 新たな税条例や特区を設ける考えはないかという質問に対して、現状では考えていないとお答えでした。

以前、議会報告会の意見交換会の中で、那須塩原駅前が駐車場がたくさんあることについて、固定資産税が高いため所有者が商売をできにくいというお話がありまして、何か特区のようなもので市民が商売をしやすくできないのでしょうかというご意見が出ました。これも一案であると思えますし、私はわがまち特例というようなものを活用できないかと考えました。

わがまち特例とは、平成24年度の税制改正により、地方税の特例措置について国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにした仕組みです。

現在、那須塩原市では、このわがまち特例ということは導入していません。一般的にわがまち特例は、河川などの水質保全対策、大気汚染防止、土壌汚染防止対策などを施した施設に対して、償却資産についての課税基準を優遇するというものがほとんどなのですが、座間市のわがまち特例には、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービスつき高齢者向き賃貸住宅を一定の期間新築されたものに関して、賃貸住宅の固定資産税に対して減額措置をするというものです。

那須塩原市でも、公共交通が走っているルート内にサービスつき高齢者向け賃貸住宅を建設した場合には、固定資産税の減額措置を行うなどの特例をつくることは、コンパクトシティを進める上からも有効ではないかと考えますが、いかがで

しょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 議員ご提案のそういった制度、税制にかかわる制度というのも1つの有効な手段だというふうには考えます。

ただ、先ほど申し上げましたように、やはりトータルとして、空き家を含めた中でまちづくりをどんなふうにしていくのか、そんな中でどういうふうな手段が有効なのか、補助金制度がいいのか、そういうような税制の優遇がいいのか、そういったことについては、トータルの中で検討をしなければいけないのではないかとこのふうには考えます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） トータルの中で考えたというお答えでした。

わがまち特例の国が示した例が幾つかあるんですけども、そのほかに代替特例というものもございました。これは代替資産の取得がなければ発生しないであろう税負担を免除するというもので、例えば従前の家屋、土地の価格等を控除するというものです。広大な那須塩原市内のあちこちに高齢者の独居世帯が点在し、福祉施策を圧迫しつつ、それがいずれ空き家になっていくということを防ぐためには、このような特例を使って、公共交通が少ない地域から市街地への移転を促すことができる程度有効ではないかと考えます。

この点についてはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） すみません、先ほどの繰り返しになると思うんですが、やはりどういうふうなまちづくりを進めていくのか、そんな中でやはり検討していく、必要かどうかも含めて検討を

していくということが必要だというふうには考えます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） どういうふうなまちづくりをするのか、そこが私も一番気になるところです。

那須塩原市にあるバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額という制度があるんですが、ちょっとこれについても疑問に思ったのでつけ加えていただきますが、適用の要件として工事完了後の1月1日現在で65歳以上、もしくは介護保険で要介護認定または要支援認定を受けている、または障害のある方のいずれかの要件を満たしている人が居住しなければならないという要件があります。

これをもう少し緩和し、これから人に貸したい、転売したいと考えている人にも適用し、若く元気な人が住んでいても、バリアフリー工事を施すことで優良物件として早く所有者の移転を行えるようにすれば、改修工事の件数がふえるという経済効果もあり、できるだけ空き家にしないことにもつながることになるのではと思います。

このような要件を緩和することは可能なのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） そのようなものは、ちょっと私、勉強不足でそこまでは確認はしておりませんので、明確なお答えはできません。大変申しわけございません。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） 新たな税条例や特区については、今後、研究をお願いすることにして、の空き家対策について再質問を行います。

を一括して再質問いたします。

現在、把握している空き家の状況についてお答えいただきました。

市の全体から比較して、どのくらいのパーセンテージを調べたことになるのでしょうか。お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 今回の調査は、先ほども申し上げましたように、9,825棟でして、これは市街地ということなんですけれども、今回の調査は、普通の一般の住居だけではなくて、倉庫ですとか店舗、そういったものを全部やりまして、9,825棟ということであります。

市全域でどのくらいあるかという全体の数字なんですけれども、全体の数字につきましては、大変申しわけありませんが、今のところ把握しておりませんので、どのくらいの割合かというのは、ちょっと申しわけありませんが、よろしくお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 前回の質問で、42自治会というご説明がありましたので、今後、残りの部分を調査する予定があるのかどうかだけお伺いしてよろしいですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） まず、何回もになりますが、今回調査したのはD I D地区、市街地ということで、この調査の主な目的が空き家を利活用しまして定住促進を図りたいということで、調査をしております。

そのため、定住促進をまず図るために、そういった利活用をするためにどういった対応ができるかというようなことを考えていきたいというふうに考えておりますが、その中で、まず、空き家バ

ンク制度導入を進めたいというふうに考えておりますので、それ以外の地区につきましては特措法に基づいた調査ということで、これにつきましては、その必要性等も含めまして、その必要性、内容、範囲、時期、そういったものも含めまして、今後十分に検討していきたいなというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 市政懇談会でも、自治会長さんから質問が出ておりました。地域の中の空き家は、防犯や景観の問題として重要課題となっています。地域住民の不安を解消し、明るいまちを維持するためにも、この空き家条例を制定することは非常に意味があると思います。しかしながら、前段でお話ししてきたように、空き家問題は防犯や景観の問題だけでは済まない将来のまちづくりとしてとても大きな問題です。

空き家条例は、特定空き家について立入調査を行ったり、所有者に対して必要な措置を求めることができるようにするものであると同時に、市としては利活用できるものは優良物件を把握して定住促進施策と連携させたいというご説明でした。

市内全域の長期的な空き家問題に対応できるように、何か戦略的な施策はこの条例に盛り込まれるのでしょうか。お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 空き家条例のほうにつきましては、これからの具体的な内容の検討ということになってまいりますが、今回の条例の中で特に入れるものにつきましては、空き家等の対策計画の策定及び協議会の組織のほか、空き家の管理に関しての所有者の責務ですとか、管理不完全な空き家の措置など、空き家につきまして本市の基本方針ですとか、実施体制の整備等について一応

盛り込んでいくというふうなことを考えておまして、全域的な対応策、こういったものもあわせて十分に検討していきたいというふうにお考えしております。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） では、空き家対策の1つ、 の空き家バンクについて再質問いたします。

今、検討されている空き家バンクですが、県との連携はどのようにお考えでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 今、空き家バンクのほうにつきましても、制度をできるだけ早く進めたいということを取りかかったところでありまして、これにつきましては先進事例もございますので、そういったところも十分に参考にさせていただきながら、今後よりよい制度になるよう十分に検討していきたいなと思っております。具体的に県とどういった連携をとるかというようなところまでは特に考えておりませんが、十分にその辺も含めまして、十分に検討していきたいというふうにお考えしております。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） 栃木県では、県、県内市町村、不動産関係団体、国の機関その他の団体が連携してできた栃木県住生活支援協議会を窓口として、空き家を所有している方でお困りの方に対して情報提供を行っています。この協議会のホームページが県のホームページとリンクしているわけですが、そこに栃木市や日光市などはもう既にリンクが張られています。那須塩原市は、条例と空き家バンクができればことリンクすることなのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） その辺も含めまして、十分に検討してまいります。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） 空き家バンクなんですけれども、市内での空き家・空き地となっているところ全てのデータを把握するというところでよろしいですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） とりあえず今進めております空き家バンクの制度につきましては、調査したものをもとに、とりあえず宅地建物取引協会、そちらのほうとまずは協定を結べればいいのかというふうにお思っておりますので、今把握している数字の中でとりあえず進めたいというふうには考えております。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） 個別の物件に関して、民間事業者を介して売りたい、貸したい人、買いたい、借りたい人とのマッチングを行うことになるのかと思うんですけれども、市内に点在するさまざまな物件を民間事業者に個別のあっせんされると、まちづくりとして非効率的ではないかと考えます。

例えば、駅前商店街の物件に関しては、駅前のまちづくりを担っている団体があるならば、そこで一体的に管理をしないと、駅前の方はここにぎわいが欲しいと思っていたところに、たまたま不動産会社からあっせんしてもらって新たに買った方が、その方の意思で駐車場にしまったということであれば、駅前のまちづくりとしてもマイナス要因となってしまいます。

また、住宅地内で節税対策に悩んでいる空き地があれば、先ほど佐藤議員の質問にもありましたように、いきなり太陽光パネル設置という方法を

選ばれてしまう方もいますが、地域の公園として利用できるようならば、自治会に補助を出したり、例えば空き家の処分に困っているところを子どもや高齢者の居場所、自治公民館などに転用できるよう助言や補助をするなどして、ある程度目的別に管理する必要もあるのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） これにつきましても、具体的にまだどうこうということまではちょっと至っておりませんが、今後の中で、その地域の実情等も十分に把握した上で、本当にこういったものがいいのかというようなことも含めまして、十分に検討していければというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 前回、6月議会で平山議員の質問に対する回答でも、市としては空き家の利活用についてはこれから対策を打っていくというお答えでした。

管理に関しては、このたび市とシルバー人材センターとが協定を結ぶことにより、空き家等の所有者から相談があった場合、シルバー人材センターを紹介して、所有者がシルバー人材センターと空き家の管理業務の委託契約を結べるようになるのご説明がありました。

これで助かる方が大勢いらっしゃると思います。この空き家等の管理に関する相談が入ったとき、私はこのときが非常にチャンスだと思います。先ほどの滞納者への納税相談と同様、情報を得るまたとないチャンスです。

所在地、あと周辺状況、事情をよく聞き取って、空き家バンクへの登録意思の確認をすることも大切ですし、一度地元の自治会とつなぐことも一案

と考えます。

自治会によっては、子どもや高齢者の居場所を必要としているところや、ごみステーションの設置場所がなくて困っているところなどもあります。

空き家の管理の相談を受けたから管理するところを紹介したら終わりではなく、せっかく入った相談を生かし、円滑に有効な解決の方向性を見出せるように適切につないでいくことが空き家対策として効果的と考えますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） まさに議員がおっしゃられたとおりだと思います。

このシルバー人材センターとの協定で、市のほうは、そういった空き家の適正な管理をシルバー人材センターのほうに紹介をいたしまして、そういったものを本当にできるだけ対策をとっていけるように考えておりますので、そういったものについても、今後、十分情報として持って、そういったものの対策に使っていければというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 適切につないでいくコーディネート力こそがこれからの行政に求められてくるものだと私は考えています。

そこで、のコンパクトシティ推進と空き家対策との連携について、一括して再質問を行います。

立地適正化計画と空き家対策の関連性についてお伺いしましたが、有効であると考えていらっしゃるというお答えでした。

立地適正化計画により、市はこれから何十年も先のまちづくりを改めて計画していくという、まさにその重要な節目に立っています。広大な面積を有する那須塩原市は、今後コンパクトシティ

を目指していかなくては、全ての場所に全てのインフラを市民に求められて大変なことになります。

そんな中、定住促進を進めるに当たり、新たな住民に移住してもらいたいと考えている場所はどこなのか。空き家バンクで紹介された山の中の一軒家を安いからという理由で田舎暮らしに憧れる定年退職者が購入した場合、そう遠くない時期に、また新たな空き家問題の火種になります。

これからの都市計画では、空き家予備軍をふやさないための戦略を周到に用意しなくてはならないと思います。

富山市の試みのように、できるだけ公共交通網の整ったところに高齢者の移住を誘導できるように配慮しないといけないと考えますが、那須塩原市では、具体的にどのような手法でコンパクトシティを実現するのですか。お聞かせください。
議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 具体的などのような手法ということですが、立地適正化計画の中で、コンパクトシティと空き家対策を関連づけて十分に検討していかなければならないというふうには考えておりますが、具体的などころでは、これからの検討の中でしていきたいというふうに思っておりますが、1つには、とりあえず居住誘導区域というのを立地適正化計画の中で区域の設定をします。その中で、居住誘導区域内にある空き家をまちなか居住への誘導ツール、そういったところに住んでもらうということで、単身世帯ですとかファミリー世帯、それから高齢者世帯の個別のニーズに応じた住みかえを促進するため、先ほど申しました空き家バンク制度などと連携をしまして、活用方法等、今後そういったものへ十分に対応できるように、今後十分に検討していければというふうに考えております。

また、コンパクトシティを推進していくために、一部の機能だけではなくて、居住や医療、福祉、商業、公共施設等とのさまざまな都市機能と密接に連携する必要があるとして、空き家対策をコンパクトシティ推進の中で大きな施策の1つとして考えていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） 新しく移住を考えている方には、できるだけ上下水道が完備されている地域を優先的にあっせんしていかななくては、将来市のインフラの整備の負担を軽減することはできません。

那須野が原は緑豊かなところですので、山の中の一軒家でなくても十分にゆったりとした生活を満喫できる場所だと思います。交通アクセスやインフラがきちんと整備されたところに那須野が原にふさわしい住宅地を用意することで、ある程度高所得者の移住者を呼び込むことも可能なはずだと思います。

また、住宅地周辺の空き地に市民に貸し出しできる市民農園を整備すれば、たくさんの人に自給自足できる田舎暮らしの楽しみも提供できると思います。

子育て世代には、通学に便利なバス停近くの広めの優良中古物件を、高齢者には、近距離で日常生活が賄える市街地の空き家をバリアフリーして改造してあっせんするなど、きめ細やかな配慮が必要になってくると思います。

6月の質問で触れました千葉県のカリガ丘のようなリノベーションの仕組みはとても参考になると思います。空き家対策が表面的な空き家対策のみに終始しないよう、よろしく願いいたします。

ここで、平成25年に那須塩原市高齢福祉課で実

施した日常生活圏域調査の結果をご紹介しますと思います。

地域別で非常に興味深い傾向があらわれています。空き家対策を考える上で、これからのまちづくりの問題として非常に有効なデータであると考えますので、ちょっと長くなりますが、私の考察も加えて、ご説明いたします。

黒磯地区は、後期高齢者が最も多い地区であり、社会参加活動も低いと統計が出ていました。私自身がこの地区に事務所があることから、日常感じていることとして、実際に空き家、空き店舗が徐々にふえてきており、若い世代がここに移り住んでくれなくては自治会組織そのものの継続が危ぶまれます。

厚崎地区は、比較的若く健康な高齢者が多く住んでおり、厚生年金生活者が比較的多い地区とデータが出ています。私の自宅はこの地区にありますが、この地区の分譲地が開かれた時期が三、四十年ぐらい前でしたので、今ちょうど若くて元気な高齢者がたくさん居住しているという特徴を示したのだと思います。しかし、これから10年後、さまざまな問題が顕著にあらわれてくるだろうと私は考えています。

豊浦地区は、ひとり暮らしの高齢者が最も多い地区という結果が出ていました。特別養護老人ホームなどの施設整備を望む回答が最も多かったそうです。この地区には、高齢者が一人でも安心して暮らせる環境を整えることが望まれ、空き家・空き地の早急な有効活用策が求められます。

稲村地区は、豊浦地区に次いでひとり暮らしの高齢者が多い地区であり、集合住宅の居住が最も多い地区でした。今のところ若い高齢者が多いとのことですが、ここもこれから10年先を見据えて、特に集合住宅について長期的な展望を考える必要があるでしょう。地域の空き地・空き家を利用し

て、高齢者と若い世代が上手に助け合える仕組みが求められます。

東那須野地区は、同居家族が比較的多い地区でした。老人クラブの参加も比較的多い地区であり、後期高齢者の割合が高く、介護サービスの需要が高いことがうかがわれますとありました。この地区は、那須塩原駅周辺の都市再生整備計画でたくさんの空き地を市民のよりどころとなる商店街として活性化させなくてはならないという、今、重大な局面を迎えています。

高林地区は、本市北西の山岳地域とそれに連なる地区であり、後期高齢者の割合が10地区の中で2番目に多く、国民年金生活者が最も多く、暮らしが苦しいとの回答が最も多い地区になっています。社会活動への参加状況が最も低い地区になっており、調査項目となっていた7分類リスクというのがあるんですが、その該当者数が虚弱、運動器、口腔、認知症、鬱の5分類で市内で最も高いパーセンテージを示す地区となっていることから、大変心配です。

社会とのつながりの薄さがリスク発生の要因の1つと考えられることから、公共交通のあり方、もしくは将来的なまちづくりを早急に考える必要があるのではないのでしょうか。

鍋掛地区は、国道4号バイパス東側の田園地帯で、東那須野地区同様に比較的同居人の多い家族と同居している高齢者が多い地区です。元気高齢者が10地区の中で2番目に多く、介護認定率も比較的低いそうです。隣近所の交流が比較的活発な地区であることがうかがわれ、元気な高齢者とまちづくりには相関関係があるということの照明ではないのでしょうか。

西那須野地区は、東部地区は旧西那須野町の東側半分を形成する地区で、前期高齢者が比較的多いが、85歳以上の高齢者も多くなっているとのこ

と。認知症への支援体制の充実について特に要望が強い地区との結果が出ています。空き家を高齢者の見守りの拠点として考えなくてはならないと思います。

西那須野西部地区は、旧西那須野町の西側半分を形成する地区で、国道400号バイパス沿線であることから、人口が10地区の中で一番多いエリアです。介護認定者の割合が10地区の中で2番目に高く、東部地区同様、認知症への支援に対する要望が強いという特徴が示されていました。こちらでも空き家の有効利用が求められます。ただ、西那須野地区の区割りには国道を挟んで大きく2つに縦長になっているため、もう少し細かな地区割で調査しないと傾向がつかみにくいと感じました。

最後に、塩原地区ですが、ご存じのとおり、旧塩原町全域で、ほとんどが山岳地域ですが、東側にわずかに平坦地があります。自分の健康についての認識において、健康でないとの回答が最も多かった地域であり、元気高齢者の割合も全体平均を若干下回っています。運動器、虚弱、閉じこもり予防、鬱予防に不安を感じている高齢者が比較的多いとのこと。市街地への物理的な距離と精神的な不安に何か関係があるのでしょうか。

このように、高齢福祉課が行った貴重な調査結果があるわけで、これをぜひまちづくりに生かしてほしいのです。

市街地から離れた地域でのひとり暮らしが困難になった高齢者の中で、移住を望む人にはバリアフリー化した市街地の空き家やサービスつき高齢者住宅へのリロケーションを優先的にあっせんするなどし、空き家対策とコンパクトシティーの施策は、福祉行政分野の情報を検証した上でしっかりとリンクしていかなければいけないと考えます。

地域の見守りなどの福祉施策と都市計画を誰が責任を持ってコーディネートしてくれるのでしょ

う。これこそが立地適正化計画の重要な役割であると考えますが、いかがですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 立地適正化計画とのリンクということにならうかと思っておりますので、これにつきましては、十分にそういったものが必要だというふうに考えますので、その中で、ただいまの調査等も十分に有効に利用できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） まちづくりを長期的・戦略的に考える部署をつくることについては必要が生じたらとのお答えをいただきましたが、各課に政策を立案実施する機能や権限があり、最終的にそれらが1つに相まって1つのまちになるというのは、行政としては正論かもしれませんが、今のままでは、未来のまちづくりに対する責任の所在がはっきりしません。

さまざまな施策を上手に組み合わせることでまちづくりが実現するわけであり、それが行政の仕事です。さまざまな色や形のブロックを入念に組み合わせ、1つのカラフルで個性的なお城ができて上がるようなイメージです。ばらばらの人間がつくったものを持ち寄って、結果的に何だか今ひとつのお城になってしまったでは取り返しがつきません。

前回6月議会の一般質問においても、立地適正化計画と那須塩原駅周辺地区における都市再生整備計画と新庁舎建設のタイミングが重なったことから、計画策定に取りかかるこれから3年間が市の将来像を決める正念場であるため、ぜひ専任チームを編成して、那須塩原市のまちづくりの将来像をつくり上げていただきたいと思います。

先ほども総務部長からも、どのようなまちづく

りにするののかというイメージのところは本当によく見えてこないということなのです。若く優秀なメンバーで構成されているというスパックの皆さんに当市の魅力発信のみならず将来さらに魅力あふれるまちにつくり上げていくための都市計画、すなわちまちづくりの専門作業にかかわってもらってはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） スパックを活用したらどうかということでございますけれども、スパックについては、シティプロモーションに係る業務、範疇ということで、今いろんな活動をしていただいています。

そうした中で、いろんなデータを分析しまして、どういう施策が那須塩原市の定住促進に生かせるのかということも研究に入ってきていますので、そういった中で、議員がおっしゃられるようなことも検討課題として入れられればというふうには考えます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 空き家対策もまちづくりも全てがかみ合って機能すれば、活気ある那須塩原市になります。それぞれの計画にかかわってきた担当者が一体となって、新しい那須塩原市のまちづくりのイメージを今つくり上げていただくことをお願いして、私の一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、1番、藤村由美子議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤誠之議員

議長（中村芳隆議員） 次に、4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 皆さん、改めまして、こんにちは。

議席番号4番、チーム那須塩原、齊藤誠之です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、学校施設と式典行事について。

本市においては、各学校における式典（卒業式や入学式）では、体育館を使用しております。その中でも、各学校にばらつきはありますが、一部の小学校では、卒業式には低学年の児童が休校になり、入学式には高学年の児童は体育館に入らず授業を受けている現状を確認いたしております。

児童や先生、そして保護者それぞれにとって大切な行事であります。子どもたちが一堂に会する機会は1度しかありません。

この現状について、以下の点からお伺いいたします。

小学校の施設整備について。

上記の状況について、該当校の体育館自体が狭い、あるいは児童数の増加が原因とも言われておりますが、本市の小学校体育館の現状をお伺いいたします。

本市の小学校において体育館の面積基準等はあるのかお伺いいたします。

本市の小学校について、体育館における増改築を考えているのかお伺いいたします。

耐震改修等を施工した学校の体育館について、増改築は可能であるかお伺いいたします。

教育委員会の対応について。

本市の小学校で、現在、式典で全児童が参加できていない学校数をお伺いいたします。

式典について全児童が参加できていない状況をどう考えているのかお伺いいたします。

式典のあり方についてお伺いいたします。

今後の対策をお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 齊藤誠之議員の質問に私からまずお答えをさせていただきます。

小学校施設と式典行事について、私からは、の小学校の施設整備についてを、その基本的な現在の考えをお答えさせていただきます。

から までの小学校体育館につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

本市では、全ての学校に体育館を設置しており、設置に当たっては、国の補助金を活用して整備することから、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担法に関する法律に基づき、学校のクラス数をもとに面積等を決定しております。

体育館の補強や改築については、老朽化が激しく、面積が著しく不足している小学校2校の改築を除いては、現時点での計画はございません。

また、今後は、教室等など他の施設整備を中心に進めていく予定でありますので、児童数の増加等により面積が不足している体育館があることは認識しておりますが、ことしで補強工事等が一段落すると、こういう状況にもございまして、当面

は増改築を行う予定はありませんが、子どもたちの急激な増加あるいは思わぬ学校を取り巻く環境の変化、こういうものについては柔軟に施行していきたいと、こういう思いも持っていることは事実ですので、第1回の答弁にかえさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 教育長。

教育長（大宮司敏夫） 続きまして、私のほうからは、の教育委員会の対応についての部分につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

から つきましては関連がございますので、一括してお答えを申し上げます。

初めに、現在、卒業式や入学式に全児童が参加できていない学校数は、小学校22校のうち3校となっております。これらの学校は、建設時の児童数と比べて大幅に児童数が増加したため、全児童を収容し切れなくなっていると、こういった現状がございます。また、避難経路を確保すると、こういったねらいも同時にございます。

卒業式や入学式は、特別活動の中の儀式的行事と、こういったものに学習指導要領上位置づけられておりまして、学校の教育活動の中でも重要な意義を持つものでございます。

議員がおっしゃるとおり、児童や教員、保護者それぞれにとっても大切が行事でございますので、体育館の面積という現実的な問題を抜きにすれば、全児童が参加すべき行事と、このように考えております。

今後の対策でございますけれども、例えば、別室でモニターを見ながら参加する方法であったり、あるいは部分的に入場して参加する方法などが考えられます。しかし、それぞれ学校によって事情がございますので、あくまでそれぞれの学校の判断によりまして、できるだけよりよい方法を実施をすると、こういったことが望ましいというふう

に考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただきました。

それでは、 と関連する項目もございますので、一括にて再質問のほうさせていただきます。

まず、 のほうなんですけど、ただいまご答弁いただきましたとおり、体育館の老朽化の進んでいる2校というお話がありました。こちらの学校はどの学校なのか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 体育館の老朽化、また面積的な部分でも、非常に緊急に改築をしなければならぬというふうを考えているのが、現在、埼玉小学校、鍋掛小学校、この2校を考えております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） それでは、今、部長のほうで答弁いただきましたけれども、改築される体育館に関しましては、答弁にあったとおりの面積基準はしっかりと確保してでき上がるものなのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 先ほど市長の答弁の中にもありましたが、体育館の建築の基準面積というのが文科省のほうから示されておりまして、クラスの数によって面積が指定されております。今回改築を予定しております埼玉、鍋掛につきましては、それぞれのクラス数をもとに基準に合った体育館にしていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） クラス数ということで、

現況のクラス数で算定してつくっていくのか、鍋掛地区は統廃合したという経緯もありますが、埼玉地区はまだこれから振興的に人口がふえる可能性があると言われておりますが、そういったところも勘案してつくっていくということによろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 建設に当たりましては、やはりその年のクラス数というのが1つの基準になっております。

それと、国から示されている基準なんですけど、クラス数が1学級から7学級という縛りがありまして、その学級数を持っている学校については幾ら幾らの面積、また8学級から13学級については幾ら面積と、そういうような決まりがございますので、その基準に基づいて計画を進めたいと思っています。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 1学級から7学級ということなので、該当はこちらになるという計算で今の話だと理解できたんですが、それでは、答弁の中には、耐震の改修に関しましては、体育館に関しましては一度耐震等の改築、こちら緊急の事業のほうで市長のほうで採配していただきまして、市民のあるいは子どもたちの安全・安心を確保していただいたことは感謝いたす次第でございますが、当面は増改築を行わないと明確過ぎる回答をいただきまして、とても残念ではございますが、これからも地域の実情はしっかりと勘案していくことは必要であると思っております。

その中で、今後は教室棟などの他の施設整備を中心に進めていく予定であると答弁していただきましたが、こういった基準でこういった内容なのかをお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 耐震改修については、ご案内のように今年度で完了するというので、来年度以降、各教育施設の整備に関する計画書というものを検討しながらつくっていきたいと。

それをもとに具体的にどういった施設を、なおかつ、それに該当するどの学校の施設をとということで、今後詳細については詰めていく予定でございますので、今の時点でどこをとということではございませんが、やはり老朽化が激しいところとか、児童数の動向によっては、それぞれ各校ごとに検討しながら進めていきたいというふうに考えています。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 優位性、優先性で考えれば、老朽化とかのほうはどうしても優先的には上がってしまう可能性があるんですが、対策を多分募ることになれば、たくさんの要望が各学校から上がってくると思われます。いろいろな状況を勘案して、優先的な順位を先ほども言ったとおり決めているのでしょうから、執行部にとりましては、言われているのはわかっているんだと、わかっているんだけれどもできないんだということも私もわかりますので、まずはやらなければいけないことをしっかりと対策していただきまして、その中には、先ほど部長のほうからありましたとおり、子どもたちの人数が今の基準においてはふえている学校、そういったところで、同じ内容の教育を受けさせるためには何が必要なのかも考えていただきまして、計画はないとは言っておりますが、後の計画には入るような、そんな支える側での考えを残しておいていただきたいと、そう思います。

こちらは要望とさせていただきます、1番のほうは終了させていただきます。

続きまして、のほうなんです、教育長のほうから答弁いただきました。全児童が式典に参加できない学校が22校のうち3校であると答弁なさいましたが、その3校の中に、先ほど部長のほうから答弁いただきました改築する計画の学校が入っているのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 1校該当するところがございません。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） となると、私の地元の学校を含め、あと埼玉小は私、把握しているんですが、もう一校入れていない学校はどこなのか教えていただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 大原間小学校、この学校が現在そういう状況になっております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。全児童の収容をできなくなっている現状において、先ほど言った1校については、もともとキャパが小さいということで理解しておるんですが、また、その他の学校におきまして、大原間小学校のことなんですが、このような状態が普通である状況が続いているということもお聞きしておりますので、その辺にしましては少し疑問に思ったということで、今回質問させていただいております。

さて、卒業式等の式典には全児童が参加すべきだとの見解を教育長のほうからいただきました。そうした場合の対処方法も伝えていただきましたが、この質問の経緯は、卒業式において児童の学校を休みにしてしまったということが発端でございました。

卒業式当日、1・2年生は学校が休みとなりました。卒業式で体育館へ全児童が入ることにより十分なスペースがとれないということでの理由だったと思います。これは保護者たちに連絡され、卒業式は執り行われました。この件について保護者からの問い合わせ数はそんなになかったと報告は受けておりますが、今回質問に取り上げるべく理由は、学校を休みにしたという対策のことです。

学校の校長先生は実質経営をなさっている、そういうところで考え抜いた結果だったんでしょうけれども、卒業生を持ち、1・2年生の兄弟がいる保護者、あるいは卒業生がいなくても1・2年生の児童の保護者は、預ける場所がなければ仕事を休まなければならないことです。経済的にも大変なご時勢で働かなければならない状況で休みをとるということは、大変な決断であったと思っております。

体育館に入れず、イコール休みではなく、その時間に入れず子どもたちにも卒業式というものはどういったものなのかをしっかりと学ばせることは必要だったと考えます。

答弁にあったとおり、学校にてまず子どもたちを預かり、別な教室で、今後導入される電子黒板等、こういったものを利用して、モニターを通して卒業式場内の様子を伝え、起立していれば一緒に起立すると、別な部屋でも同じような行動をすることもできる体制はつくるべきであると考えております。

何かと学校にはお世話になっている分、お互いが助け合える状況で事を運んでいくことが必要だと思っておりますので、こういった事案1つにおいても保護者だけが手を打たなければならない現状はつくりたくないほうがいいと考えております。

ましてや私たち保護者としても、できることが

あれば協力したいと考えるのが普通、互助の関係だと思っておりますので、ぜひ教育委員会のほうでも、学校での対処が難しい場合には協力をさせていただきたいと思っております。

そこで、先ほど答弁がありました式典に出ることが望ましいと考えられる事業に対する意見ですが、実質、学校の運営に任せているということの答弁でございましたが、そういった状態が起きたときのかかわり方は、どういったかかわり方をしているのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） まず、儀式等に施設の関係で参加できないということについては、国が示しております学習指導要領の中にも、こういうケースがある場合にもさまざまな配慮をするよという1項目があるわけでありまして、こういったケースというのは、本市のみならず全国においてもないわけではないというふうに認識しております。

ただ、そういう中で、やはり儀式的行事の意義を考えたときには、先ほど申し上げましたとおり、全員が何らかの形でそこにかかわりを持つと、そういった経験をさせるということは大変教育的に意義があるわけでありまして。

加えて、今議員がおっしゃったように、現実的な問題として、家族の関係につきましても、核家族がふえていて、では、兄弟の中で下の子を家に1人に置いておけるのかという現実的な問題もあります。

そういったものを絡めたときには、やっぱりより適切な対応をしなければならないということはいくらも我々も認識しております。

ですので、そういった対応が必要な学校につきましては、今後教育委員会のほうとしましても、

学校あるいは大事にしなければならないのは保護者の思いというのもあるかと思えます。

そういったものを総合的に勘案しながら、より望ましい形をどうつくっていくかということにつきまちはしっかりと対応させていただきたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 教育長のほうからご答弁いただきました。

まさに3番目でお聞きしようと思ったんですが、今回のような対応が起きたときに、子どもたちを見ていただける先生あるいは今言ったとおり保護者の事態が生じたときに、学校側からの相談に対して教育委員会のほうではサポートが可能なのかというものを聞こうと思ったんですが、今ご答弁いただきましたので、ぜひその方向でサポートしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今後、どうしても学校にお願いしなければならない事柄はふえてくるのではないかと思います。全ての授業一つ一つに介入いたしますと、校長先生にも迷惑がかかってしまいますが、せめて子どもたち、地域、そして保護者が関係するような事業で問題があるようならば、実行する前にしっかりと話し合いと持つような体制をつくってほしいと、いま一度、学校関係にも伝えていただきたいと思います。

こちらは要望いたしまして、1番目の項の質問を終了させていただきます。

続きまして、2、小中学校の暑さ対策について。

今夏の異常な暑さは全国的に見ても人々に大きな影響を与え、熱中症での救急搬送もふえてきております。地球温暖化による気温上昇の問題は、世界的に見ても大きな課題となっている中、避けられない状況にあります。

本市においても例外ではなく、この暑さ対策については、今後も一層力を入れなければならないと考えることから、以下の点についてお伺いします。

本市の小中学校での暑さ対策の現状をお伺いをいたします。

小中学校の教室内温度についてお伺いいたします。

暑さに対する影響で児童生徒が体調不良を訴えるような事例があったのかをお伺いをいたします。

今後の暑さ対策について本市の取り組みをお伺いいたします。

以上、1回目の質問をさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 2の小中学校の暑さ対策について、順次お答え申し上げます。

初めに、の暑さ対策の現状との今後の暑さ対策の取り組みにつきましては、関連がございますので、一括してお答えしたいと思います。

小中学校における暑さ対策の現状といたしましては、昨年度、全ての普通教室、それと特別教室に扇風機を設置をしたところであります。また、今年度につきましては、全校にミストシャワーを設置をしております。

引き続き気象状況の変化など今後の情勢を見ながら、さまざまな事例を参考に暑さ対策について研究してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、の小中学校の教室内温度についてお答えいたします。

学校保健安全法に規定されている学校環境衛生基準では、教室等の温度、特に夏につきましては30以下が望ましいというような規定がございま

す。また、児童生徒等に生理的・心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件としては、夏においては25 から28 程度が望ましいというような基準が示されております。

現在、教育委員会では教室内温度の測定というものは行っておりませんが、先ほど申し上げましたような暑さ対策を実施して、学習環境を整えていきたいというふうに考えております。

最後の3番でございますが、暑さ対策の影響で体調不良を訴える事例があったということでございますが、夏休みの部活動中でございますが、熱中症のような症状がありまして、救急搬送した件が1件ございました。

医療機関を受診した結果、体調不良も快復をして、その日のうちに帰宅をしたというような状況でございます。

なお、教室内の学習中に熱中症による体調不良等の訴えは、今回は受けておりません。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

それでは、こちらも前後いたしますので、一括にて再質問させていただきます。

と について、本年度まで本市は暑さの対策を実施されていることは、現場も含めて確認しております。特に、暑さにかかわる現状においては、それぞれの地域での場所によって条件がさまざまだと思っております。

まず、扇風機が設置されまして、その後、1年前に星議員が質問した際に、ミストシャワーに関しまして前向きに検討され、現在は各学校の希望した場所に2基ずつついていることと思います。

それでは、まずそのミストシャワー、これを設置している場所によっての効果的な使われ方はどのように理解しているかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） ミストシャワーにつきましては、昇降口であるとかそういったところを中心に、体育館の入り口であるとか、設置をしているところですが、やはり屋外運動であるとか体育の授業の後、どうしても体調的に体温が上がってしまうとか、そういったようなときにミストシャワーをくぐることによって、非常に涼しいということですか、そういった感覚が体に生まれるということですか、そういったところも含めて相当の効果が上がっているというようなふうに教育委員会では考えております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 直接体にミストを当てることにより体を冷やす、清涼感を味わうということで使用するということは理解できました。

それでは、こちらも現在設置しております扇風機のほうなのですが、これの使用に決めるのかどうかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 使用に関する1つの基準といたしますが、取り決めということは、現在改めてそういったものは設定はしておりませんが、それぞれ教室の中で授業を行う際に、担当している教職員の判断に基づいてスイッチを入れる、切るというような対応をしているところです。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 特段使用に決めるということ、学校の先生が入れているということだと思いませんか。さすがに扇風機だけで暑い教室を回すということは、自分自身が汗をかいていけば、その風が当たることによって

体の温度が冷えていくという現象、熱中症にならないための対策の1つだと思うんですが、そういった理論は成り立つんですが、余りにもぬるい風が吹き抜けるだけでは効果がない可能性も考えられると思います。

そこで1つ提案なんですけど、先ほど1番で言ったミストシャワー、こちらを状況を鑑みながら、設置数をふやす考えなどはありませんでしょうか。お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今のご質問、状況を鑑みながら増加する考えはあるか、ふやすことは考えられるかということなんですけど、ことし初めて設置した状況でございますので、実際に各学校での設置後の状況というものも改めて確認をしなければ、なかなかこの場でつける、つけないの判断はできないと思うんですが、そういったところも十分、今後、確認をとりながら検討してまいりたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） お伺いした理由はわかると思うんですが、直接当たることよっての効果先ほど言ったとおり、わかることであるんですが、ベランダなどに設置すれば、外気温を下げる効果もミストにはございます。そのつけ方次第と扇風機の活用によると涼しい風が入ると、そういった意味でちょっと提案をさせていただきました。

今のところは明確な回答をさすがにできないということですが、ぜひ研究していただいて、今ある場所以外の設置にも目を向けていただけたらなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、こちらについては、暑さ対策を実施しての答弁ありました。基準では30 以下が

望ましい、学習条件に望ましい温度は25 から28 であると明確な数値がうたわれておると答弁されておりました。この温度が示されているのにもかかわらず、暑さの対策をして環境を整えているだけの答弁ですと、少し違和感を覚えるわけです。

全体の温度を見れば、きょうは暑いだろう、だから気をつけようみたいな感じがするんですが、最初に申したとおり、ひよっとしたら日の当たる教室、あるいは日陰の教室、涼しい教室等各場所においての環境が違うことが予測されます。

こういった中で、温度の把握はふだん気にしていなければそれでいいということではなくて、例えば温度計をつければ見たら暑いと思っちゃうのもよくないという考え方もあるんですが、逆に自分の体は大丈夫だと思っている中で、教室の温度が例えば35 だったと、極端な話ですけれども、そういったときにも何らかの指標がないと、子どもたちは先生の判断で扇風機を回すとか、暑さ対策に対しての対応に関しておくれるような気がするんですね。

それをわかるようにするために、温度計による管理は絶対に必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 議員おっしゃるように、やはり温度管理というのは非常に大切だというふうに考えております。

各教室には、ほとんどの教室に温度計等は設置されているかとは思いますが、今後いわゆる熱中症対策を講じるに当たって、そういった側面的といえますか、そういった温度管理というものについても検討してまいりたいというふうに思っております。

一応、参考までにことしのデータとしまして、これあくまで教室内ではないんですが、いわゆる真夏日とか猛暑日ということで、学校が開いている日、その日にいわゆる真夏日以上の温度になった日数をちょっと調べてみたんですが、平成25年度ですと、6日間ございました。それと昨年度は1日だけだったんですね。ことしについては2日ということで、確かに温暖化の中で暑くなっているのは間違いないかと思うんですが、たまたま学校は夏休みとも重なる部分もございますので、年々の状況によっては、それぞれ本当に暑い日は限られている状況ですが、もちろん教室内というのは別ですから、その辺は温度計等の設置も含めて検討したいと思います。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

ふだんよく使う教室で、学習環境をとると、そういった把握をして、クラスで温度に対する認識だったり対策を共通で理解することは必要だと考えます。

その中で、計測をしていく中で、その教室ならではの暑さ対策を講じ得ることも、例えば環境の教育としての一環と考えますが、どうお考えかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） クラス、クラスの暑さ対策の中での環境教育も兼ねた対応ということかと思いますが、ここ数年、いわゆる緑のカーテンとか、そういったものが一般家庭でももちろんつくっていらっしゃる場所も相当見られてきております。学校においてもそれぞれクラスの中での取り組みとしては、そういったゴーヤーであるとか栽培しているところもあるかと思いますが、それを一律に全てやってくださいというわけにもこ

れもなかなかいかないんですが、もちろんいわゆる生物の授業であるとか、そういった環境面の学習、そういった幅広い中での1つの取り組みとしては、今後検討すべき内容かなとは思っております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 今、部長が言ったとおり、グリーンカーテン、あるいはあと、すだれだったり、どうやったら周りを冷やすかという環境教育というものは、子どもたちがかわれば、その部屋の温度が涼しく、自分たちでしているんだという感覚も持てると思いますので、そういった考えが一理あるということを考えていらっしゃるようであれば、こういったものを設置する際の補助的な考えは、先ほど答弁でさっき言われてしまったと思うんですが、あるのかどうか、もう一度お伺いいたします。補助的なサポート。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 補助的なサポートということで、幾つかあるかと思うんですが、1つには補助金的な部分で、そういった種であるとかそういったものを購入するとか、いろいろある。また、アドバイスというような支援もあろうかと思えます。そういった部分につきましては、各学校にそれぞれいろいろな授業に対する支援も行っておりますので、学校の中で、取り組みとしてそういったものを扱っていただくというのも1つかと思いますので、やはり暑さ対策に対する教育委員会側からの施設設置だけではなく、そういった環境的な総合的に判断していただけるような情報はどんどん提供したいというふうに考えています。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。

それでは、続きまして、3番のほうですね。こ

ちらにつきましては、室内での学習中の熱中症はなかったということで、よかったなということと、あと、外の事案に関しましても大きな事故につながらなかったということで、少なからずそういった危険性は秘めているということはこれからも念頭に入れて、活動していかなければならないと思っております。

ここでは1つ、外で行われる部活動の暑さ対策について、先ほど1番のほうでも明確な回答をいただいているんですが、設置したミスト以外に、各学校に移動が可能なミストシャワーを配置することは考えられないか伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） ことし設置したミストシャワーにつきましては、比較的簡単に取り付けられる装置になっておりまして、いわゆる水道の蛇口からホースでつないで移動することも可能になっておりますので、それぞれ学校の状況に応じて工夫していただければということで、改めて部活動とかそういったところに利用するために設置するというのは現時点では考えておりません。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ご回答いただきました。

移動が可能なものであれば、どこに移動という形もあるんですが、一度つけたものをどこかに外して移動するというのも難しいと思っておりますので、先ほど言ったとおり、ホースの水からできるものであれば、ジョイントすればその場所まで引っ張れる可能性もあると、そういったことも考えておりますので、移動が可能なミストシャワーの表現がどうとられたか知りませんが、いろいろなケースを考えて、今後いろいろなシャワー設置と暑さ対策にご協力いただければと思いますので、こちらでも要望させていただきます。

最後に、今後の対策といたしましては、まず今あるものでしっかりと対策をすること、設置するだけではなく、管理の立場で状況を把握すること、そして毎年対策について協議をしていくことが必要だと思いますので、常に子どもたちの環境を考え、できる対策を講じていただくようお願い申し上げます。

であれば、現在の対策で進む考えの中に、暑いという環境の中でこういった対策をしていくかを考えながら進め、実現可能な範囲で執行部にはバックアップをしていただきたいと、そう考えています。扇風機、ミストシャワー等次々と対策をなされておりますが、毎年訪れる猛暑に対して、常に対応するための計画を考えてい続けてほしいと思っております。

そういった現状も踏まえまして、最後にお聞きいたしますが、来期に向けての対策等の考えはあるのか伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 来年夏に向けてということなんですが、扇風機、ミストシャワー、それを設置した状況なんかも把握しながら、来年について、現時点で改めて対策を講じるということは正直今の段階では考えておりませんが、やはりそれぞれの状況というものもしっかり把握しなければならないと思っておりますので、必要に応じて、適切な対策があれば、そのときにはまた考えていきたいというふうに思っております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただきました。

使える道具というものを選んだ本市の対策によって動いているものですから、それをどうやって活用するか、広域的に応用していくか、そういっ

た面も含めて、子どもたち、各学校に考えさせてもいいと思います。それをサポートをしていただければ一番いいわけですから、率先した考えを持ち出していくのではなく、そういった定義上、暑さは地域で考えるといったようなところも鑑みて、次年度以降、対応していただきたいと思います。

こちらの項の質問も閉じさせていただきます。

続きまして、3、学校給食について。

現在、本市の学校給食においては、自校方式も含め全ての学校で給食の提供が行われております。

給食は子どもたちの栄養バランスを考え、成長に合わせたメニューの構築をし、毎回楽しみにしている子どもたちに対して、食育の観点も含め大きな役割を果たしております。

しかし、消費税増税や異常気象による食物の不作等による材料費の高騰などが考えられ、本市においても例外ではないことから、以下の点についてお伺いいたします。

給食費についての現状をお伺いいたします。

給食費の収納状況と未納の現状並びに未納者への対策についてお伺いいたします。

消費税が8%に上がりましたが、本市においては給食費の据え置きをしております。今後10%になったときも、このままの給食費で対応できるのかお伺いいたします。

全国的に見ても、天候の不順等で予期せぬ材料不足等が考えられる中、本市の対策はあるのかお伺いいたします。

今後の学校給食の安全・安心への取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） それでは、3番目の学校

給食についてお答えいたします。

初めに、 の給食費の現状についてお答えいたします。

平成27年度の給食費につきましては、共同調理場方式の受配校である小学校については、1食250円、中学校が290円となっております。自校調理方式をとっている塩原地区の小学校については1食252円、中学校では292円となっております。今年度につきましては、これらに給食実日数199日あるんですが、こちらを掛けた金額が年額ということになります。

なお、保護者からお預かりをしております給食費につきましては、全て材料費に充てているというのが現状でございます。

次に、 の給食費の収納状況と未納の状況並びに未納者への対策についてお答えいたします。

給食費の収納状況と未納の状況につきましては、平成26年度の決算において、現年度分については99.73%、過年度分については10.29%、合わせて98.10%の収納率となっております。残念ながら、未納額は前年度平成25年度からはちょっとふえているという状況です。

未納者への対策につきましては、早期の保護者への働きかけとしまして、夜間訪問徴収を実施したり、市長名での督促状の送付、就学援助制度等の周知を実施しているところであります。また、裁判所に支払い督促を申し立てるべく手続を進めていきたいと考えております。

次に、 の消費税が10%になった際、このまま給食費で対応できるのかということですが、現在の給食費の額につきましては、平成22年に改定をしたものであります。

平成26年度に消費税が8%となった際には、改定から数年しか経過していないということもあわせて、給食費は値上げをすることはいたしませ

んでした。

しかし、物価の高騰と食材購入については、現在でも厳しいというのが現状でございますので、消費税が10%になりますと、さらに影響が出てくるというような認識をしております。今後の物価動向等を注視しながら、対応していきたいというふうに考えております。

次に、の天候の不順等での予期せぬ材料不足等に対しての本市の対策ということでございますが、天候等の不順による影響というのは、主に農作物が考えられるかと思えます。

予期せぬ農作物の不足が生じた際には、市場を通して県外産のものを購入するとか、学校給食の食材を扱っております公益財団法人の栃木県学校給食会に取り扱う冷凍食品、そちらに切りかえて購入するようにならうかと思っております。

最後に、の今後の学校給食の安全・安心の取り組みについてお答えいたします。

日ごろから学校給食関係職員、また調理、配送を委託している事業者に対しましては、衛生管理に対する指導を徹底はしております。例年ですが、夏休みの長期期間中に学校給食関係者を対象に衛生管理意識の向上ということを目的に研修会を開催をしております。それとノロウイルスが流行する時期につきましては、学校給食関係者のノロウイルス検査も実施いたしております。

今後につきましても、子どもたちに安全・安心な学校給食を提供できるよう、衛生管理の徹底に努めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただきました。

それでは、こちらも関連がございますので、一括にて再質問させていただきます。

学校給食の給食費についてですが、1食当たりとなると、先ほど言ったとおり、材料費以外に施設の管理等々を含めたものですね、小学校の設置者が負担する分、必要な光熱水費、給食施設設備の維持管理、人件費、こちらは市のほうが負担しているということなので、これを合わせて初めて本当の1食分の給食費になるということによろしいですね。

そういったことを鑑みると、材料費のみで給食が食べられることについてはしっかりと支払っている我々も理解しなければならないと思っております。

ちょっとここで、全国給食費ランキングなるものを見つけまして、掲載されているものをちょっと紹介したいと思います。

月当たりの給食費なんですが、小学校が、ランキングなので幅です、最低が3,600円から4,900円、そして中学校が4,100円から5,600円となっております、本市においては時期によって違いますが、5,000円から5,500円と、中学校が5,800円から6,380円の範疇で、1食当たりの単価、こちらが小学校が223円から293円、中学校が253円から342円と、本市においては250円あるいは252円、そして中学校が290円、292円となっております、この結果を見る限りでは、本市の1人当たりの食材費の金額設定について端的にどう思われるか、所見をお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 給食費のランキングの中で本市を比較した場合なんですが、確かに全国の平均からすると多少高くなっているかなと。県内の状況なんかちょっと調べてはみているんですが、やはり県内でも、本市の給食費については上位にランクされるということで、ただ、それぞれ

かかる経費の内容をちょっと見てみますと、牛乳なんかは県内は一律のお金になっているんですが、主食についてはほぼ同じ、ただ、副食については本市がほかよりちょっと高いということで、いろいろな意味で、地元の新鮮野菜であるとか、そういったものを活用しながら食育というものもやっぱり真剣に取り組んでいる結果かなと思っておりますので、高いということは認識はしておりますが、ただ高いのではなく、それなりの栄養価も含め、食育という部分も含め取り組んだ結果というふうには判断しております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 部長のほうで答弁いただきました。そのお話を持ったまま、一度2番のほうに入らせていただきます。

給食費の収納状況と未納の現状についてのご答弁いただきました。給食費を滞納したご家庭についての対策について、現在は何の程度まで着手しているのか。いろいろな段階があったと思うんですが、こういったところでどこまで着手しているのかわかれば教えていただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 先ほど答弁させていただきましたように、やはり早い内に納入いただきたいということで、電話等をお願いをしている、その際にはもちろん調理場、学校、それと教育委員会の給食係が連携をして対応しております。

また、夜間徴収というものもなかなかこれまで取り組めなかった状況にあったわけなんですけど、今、対象となる方々をリスト化をして終わりましたので、9月になりましたので、今月から連携をして動いていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） こちらも徴収について他県の報道なんですけど、ほかの自治体でも頭を痛めている問題であると思います。

そのこのニュースで、あらゆる手だてを講じても結局反応しなかった保護者から未納金回収の強制執行に踏み切った、そういう自治体もあるということでございます。

徴収についての姿勢は理解をいたしたんですが、もう一つ、他県の実例で、子どもの給食を出さなかったと、これちょっと話題になったと思うんですが、そういった自治体もございました。本市においてはそういった究極の対策まで行くのでしょうか。お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） いろいろニュース等でも出ておりましたが、やはり給食というのは、教育の一環ということでも私どもは認識しておりますので、ある意味、究極の対応策というんですけれども、そういったところが果たしていいのかどうかというのはいろいろ議論があろうかと思いますが、本市としましては、先ほど言いました収納対策、そのほか支払い督促というような簡易裁判所との協議を重ねた中で一步でも先に進んでいければということで、給食を提供しないとか、そういったことまでは考えておりません。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 市の理解をしていただく、保護者の理解をしていただくということが一番だと思いますので、円滑に徴収できることをお祈りいたします。

あと、支払う能力がある、そういった給食費を納めない家庭に対しては、毅然としたしっかりと対応で徴収できるようにしていただきたいと思います。

続きまして、 についての再質問をいたします。
全国の公立小中学校で、ことしのニュースなんです、4月から給食費を値上げしたというニュースが広がってありました。材料費の高騰と消費税増税ということだったんですが、ある自治体の計算を見ますと、本市の5,000円までは値上げをしてもいい状況がございます。

そういった中で、本市の場合には、前回の増税の際、改定の時期が近かったから値上げをしなかったとおっしゃっていましたが、現在の価格である給食費の単価がある程度の位置の金額であるというふうにお考えになるのであれば、10%の消費税増税が行われたときにも、値段を据え置くことが可能であると考えられるのではないかと思います。その辺についての考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 消費税が10%に上がった場合ということでございますが、先ほども答弁の中でお話をさせていただきましたが、やはり現状でも相当賄い材料といえますが、原材料費にかかる経費が高くなってきているというのが現状でございます。

2%上がって10%になった際に、どのような給食を提供できるか、もちろん購入する経費も含めて総合的にやはり判断した中で、本当に必要であるということであれば、やはり保護者の方を中心にしっかり理解をいただくような地も必要だと思いますし、また、上げないで対応できる、そういった工夫、検討も必要だと思っておりますので、実際に2017年、10%に上がるというような予定が出ているかと思うんですが、その際には十分検討した上で対策を考えたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ぜひ検討していただきまして、できれば据え置きを要望いたします。

続きまして、4番のほうですね。天候の不順等で予期せぬ材料不足の対応について、県外産であったり学校給食会の冷凍食品を扱うということだったんですが、この辺に關してもちょっと資金面というか経費面のことだけ1つお聞きしたいんですが、そういった事態が起こったときは、新たな負担等は生じないのかどうかわかれば教えていただきたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 天候の不順で購入する食材が値上がりをしてしまったとか、材料の確保ができないとか、そういった場合には、もちろんあるところから購入してこなければならぬというのが現状でございます。

やはり県外の市場等も見ながら、本来であれば地元産の地産地消でいきたいんですが、そういったところもしっかり情報を得ながら対応せざるを得ないのかなど。

また、給食会で扱っている冷凍食品についてはある程度一定の価格というものが確保されておりますので、そういったところをうまく活用しながら対応できればというふうに考えています。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 今の考えをお聞きいたしまして、安心いたしました。こういったことは今後の温暖化で幾らでも起こり得ると思っておりますので、ぜひなったときにはこういった対策で給食を届けていただくことが一番いいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になります。

5番の今後の学校給食の安全・安心の取り組みなんですが、材料費の負担を保護者の方から徴収

しているからこそ、安定した食材を購入できるということや、食べ物にお金を支払っている現状があるからこそ、子どもたちには親のありがたみを感じられるように育ててほしいと私は考えております。また、負担をしているからこそ、何かあったときの市の対応はスムーズになっているのではないかと感じられます。

厳しい環境で支払うことが大変なご家庭もあることはわかっておりますし、支払いが困難な場合でも、相談し補填していただけるシステムもございます。義務教育年間に多子が通うご家庭での負担が大きいということ、そういったものはたくさんありますが、それ以上に、いただいた分子どもたちにはしっかりと還元しているということがわかるような材料であったり、給食を出していただきたいと思っております。

最後に、学校給食の今後、質について、一言いただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 学校給食の今後の質ということでございますが、現在、本市で提供しております給食については、もちろん栄養のバランス、また食育という観点からいくと、地元産の野菜なんかもふんだんに使っているということで、やはり栄養価も含め新鮮さ、それと食というものがこれから育っていく子どもたちに与える影響といたしますが、教育の一環としての質もやはり確保しながら給食を提供していきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 意気込みを伺わせていただきました。今後も学校給食におきましては、安全で安心な食材の使用であったり、児童生徒に必要な栄養を摂取できるように栄養士さんに献立を

していただくこと、今答弁でありましたとおり、食材は地場産の食材を取り入れ、その食の文化についても学習できるようにする、そしておいしい給食をつくり続けて、子どもたちに提供していただくことを要望いたしまして、この項の質問を終了させていただきます。

続きまして、4、いじめ対策について。

滋賀県大津市の中2いじめ自殺問題を契機に整備されたいじめ防止対策推進法を受け、本市においてもいじめ防止基本方針を定め、いじめの防止、早期発見の対策に取り組んでおります。

しかし、先般の岩手県中学2年生いじめ自殺問題は、こういった法整備をしたにもかかわらず起きてしまった悲しい事件でありました。

この事件を受けて、本市のさらなるいじめの防止、早期発見による対処を引き続き行うことは大変重要であることから、以下の点についてお伺いいたします。

本市のいじめの対策についての現状をお伺いいたします。

いじめの報告件数並びに推移をお伺いいたします。

児童生徒に対する学校のいじめ調査についてお伺いいたします。

先生と校長、また学校と教育委員会との連携についてお伺いいたします。

学校とPTA、そして地域の関係団体等との連携についてお伺いいたします。

各家庭への本市のいじめ対策の取り組みの周知についてお伺いいたします。

本市のいじめの根絶に向けた今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） それでは、4のいじめ対策について、順次お答えさせていただきます。

初めに、本市のいじめ対策の現状についてのお答えでございますが、ことし3月に市及び市教育委員会は、那須塩原市いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止の対策を総合的に推進しているところでございます。

現在実施しておりますいじめ対策事業といたしましては、ハイパーQ U事業、いじめ対策コンソーシアム事業、いじめ・不登校聞き取り調査などが挙げられます。

次に、いじめの報告件数及び推移についてでございますけれども、平成26年度の調査では、小学校で30件、中学校で20件、合計50件のいじめの報告がございました。平成25年度の調査では、合計66件ということで、過去5年間の統計、データを見ますと、毎年おおむね50件前後で推移しているというような状況でございます。

続きまして、児童生徒に対する学校のいじめ調査についてお答え申し上げます。

各学校におきましては、それぞれの実情に応じたいじめに関するアンケート調査あるいは教育相談、こういったものを実施しまして、友達とのトラブルや学校内での悩みについての把握に努めているところでございます。

その対応につきましては、担任が1人で抱え込むことのないように、複数の教員で判断したり処理をしたりするようにしております。

次に、教員と校長、また学校と教育委員会の連携についてでございますが、各学校では、いじめを認知した時点で全職員で情報を共有するとともに、校長の指示のもと、校内いじめ対策委員会を開いて対応策を協議し、迅速かつ組織的に対応することに努めております。

また、学校と教育委員会の連携についてでございますが、市教育委員会では、学校との情報共有を図るために、毎月のいじめ報告を受け、また、担当指導主事が学校へ訪問し、これは年3回でありますけれども、聞き取り調査を行っております。

続きまして、学校とPTA、地域の関係団体との連携、それから、各家庭への周知につきましては関連がございますので一括してお答えさせていただきたいと思っております。

各学校では、学校いじめ防止基本方針を策定し、これをもとに、いじめの未然防止と対応についてさまざまな機会を捉えてPTAあるいは地域に説明をし、連携、協力をお願いをしているところでございます。学校だよりや学校の持っているホームページ等を利用して、周知に努めている学校も現在ございます。市いじめ防止基本方針につきましては、市教育委員会ホームページに掲載しております。

また、今年度から6月、これをいじめ防止強調月間というふうに位置づけまして、市教育委員会ではこれに合わせまして、いじめ防止及び早期発見についてのリーフレットを作成し、市内の全ての小中学校の児童生徒の保護者に対しまして配布をさせていただきました。

関係機関との連携につきましては、那須塩原警察署あるいは児童相談所、子ども・子育て総合センター、さらにはスクールソーシャルワーカー等との連携、相談に努め、問題の解決に取り組んでいるというような現状でございます。

最後に、いじめ根絶に向けた今後の取り組みについてのお答えでございますが、最初の で申し上げましたいじめ防止及び早期発見に対するさまざまな事業の取り組みの継続、また、今年度から始めましたいじめ防止強調月間の内容につきましても今後さらに充実させまして、いじめ撲滅

のために積極的に継続して取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） それでは、ご答弁のほうをいただきましたので、再質問に入らせていただきます。

いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止、早期発見に取り組む本市においては、各種事業の取り組みよっての情報把握に努めていると思いますが、先ほどご答弁の中にありました実施している3事業の中で、3点ほどお伺いいたします。

ハイパーQ U事業の行う実施時期についてお伺いいたします。

さらに、いじめ対策コンソーシアム事業としてのあり方についてもお伺いいたします。

3つ目、いじめ・不登校聞き取り調査というものはどういったものなのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 3点、ご質問ございました。

まず1点目ですけれども、ハイパーQ Uの実施時期でございますが、年度初めの5月、そしてその結果を踏まえて、ある程度改善、対策を講じた後の様子を見るという意味で10月という、5月と

10月、この2回実施をしております。

2つ目のいじめ対策コンソーシアム事業としてのあり方でございますが、これは議員ご承知のとおり、25年度、26年度、2カ年にわたりまして、文部科学省のいじめ対策等生徒指導推進事業というメニューで取り組んだわけでございます。

これは、簡単に申し上げますと、社会心理学を絡めながら論理的思考力あるいはコミュニケーション能力というものを子どもたちにつけることによって、いじめをさせない、あるいはしない、そういうような心理の状態をつくっていきこうということで始まったわけでございます。

実はこれ、最初スタートの年には、特定の学校を対象にしましてプログラム開発を行ったわけがありますが、正直申しまして、最初の年は小学生、中学生を対象にしたこういった教育プログラムの開発というものは、かかわっていただいた3人の先生方にとりましては初めての経験でもあったりしまして、ある意味試行錯誤の部分もございました。私たちもどんどん意見を申し上げまして、2年目かなり内容が充実して改善されまして、いいものができ上がったなというふうに思っております。

これは、最終的には、このプログラムを専門性の高い3人の先生にいつまでもお願いしているわけではなくて、現場の先生方がどの教室でもこのプログラムを使って子どもたちに論理的思考力をさらに身につけさせていくというふうになっていくことが私たちのねらいでもあります。

昨年度末の検証結果を見ますと、大変いい結果が出てきておりまして、子どもたちもそういった論理的思考力というのがとても大切だということをほとんどの子どもたちが理解をして、そういうふうにしなればいけないというふうに気づいてくれています。

今年度は、実はこの文科省の事業はもう終わってしまいました。ですけれども、逆にこのプログラム開発に当たってくださった3人の先生方、これは大変国際的にも著名な先生でありまして、ふだん講演など頼んでも多分できないだろうと思うんですが、その先生が直接子どもたちに対して授業をしてくれてきたわけですし、3人の先生方も大変本市の子どもたちに興味というか、大変高い関心を持ってくれまして、とてもすばらしい、ことしもこれは独自でやりましょうというふうになりまして、ことしも、今度は名称を論理的思考力向上プログラムというふうに変更しまして、継続して取り組んでいるわけでございます。

直近では、今月11日、今週金曜日ですけれども、実は大山小学校に講師の1人であります慶応義塾大学の田村先生がいらっちゃって、授業をしてくれますので、もし時間がございましたら、のぞいていただくと様子がわかると、こう思っております。

3点目、いじめ・不登校聞き取り調査でございますが、これにつきましては、年3回、先ほど申し上げましたとおり、学校にお邪魔します。これは時期的には、6月、12月、2月、この時期に、中学校区ごとに小中学校の児童生徒主任あるいは生徒指導主事に集まっていたかきまして、あらかじめ作成しておいてもらった不登校関係あるいはいじめ関係の調査用紙、これは各学校の現状を共通理解、学校の中で共通理解を図っていくと、こういった事例があるということを相互に共有すると、こんな効果もこの中にはございます。

基本的には、内容は問題行動調査に掲げられておりますような項目に沿った形になっていると理解していただければありがたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 丁寧なご説明をいただきました。

これら3事業を軸に行っているということなので、いじめ防止等にも大きく寄与できるもの、そして論理的思考向上プログラムと名をかえた事業に関しましては、子どもたちの理解も大きいということで、いじめに対して大きくより効果的な事業になると思いますので、引き続き実施していただければと思っております。

続きまして、いじめの報告件数の件のほうに移らせていただきます。

先ほど答弁の中では、大体年間50件ぐらいの事例があるということなんですが、内容に関しまして、その中の案件におきましては、暴力を伴うもの、これは表現上、ひどくぶつ、たたく、蹴る、こういった内容を踏まえたものはあったのでしょうか。お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 議員おっしゃったように、問題行動調査の分類の中にも挙げられておりますような対応に該当するというふうに我々認識しておりますのは、小学校におきまして3件あったというふうに報告を受けております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 3件ほど暴力を伴うものということであったということで、いじめ全体は残念なんです、そういった見えるいじめも発生しているという現状を今お知らせいただきました。

暴力を伴うものは、先ほど言ったとおり、見えやすいという報告があるのですが、それ以外が暴力を伴わないいじめと表記されております。こちらは仲間外れ、無視、陰口、あと最近大きくクローズアップされていますスマホ、LINE等のいじめ、この辺を含めまして理解いたしますし、暴

力を伴わないいじめについては見えにくいのが特徴であると言われております。

しかもこの実態は、見えるものと違いまして、気づかないうちに被害に遭うこともあれば、実は加害になっていると、どの子にも起こり得るということを認識しながら、次への質問へいきたいと思えます。

の児童生徒に対する学校のいじめ調査ということで、こちら先ほど教育長のほうからご答弁がありながらのものだとは思いますが、アンケート調査並びに教育相談というものが児童生徒自体が正直に先生に話した、あるいはアンケートにこういう立場でありましたということが想定されるということで初めて成果を成すものと思うんですが、こういったアンケート調査や教育相談に關しましての調査対象の学年は何年生からなのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） このアンケート調査でございますが、全学年全ての学年、小学校1年生から中学校3年生まで実施をしております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） このアンケートと実施時期ですね、教育相談の時期もわかれば教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） まず、アンケートですが、ほとんどの場合、毎月定期的に行っているというケースが多いというふうに思います。

また、小学校の場合には、最初のうちはなかなか本人自身で書き込めるということでもありませんので、その場合には保護者に協力をいただいているというケースもあります。

また、調査項目ですけれども、それほど多くなく、5項目から10項目程度のものが多いであろうと思っています。

議員もご承知のとおり、このアンケートが全てではないわけでありまして、さまざまなチャンネルを使って、このうちの要素を把握していかねければならないわけでございます。例えば中学校におきましては生活ノート、そういったものもございます。

ですので、常日ごろから子どもたちを取り巻く大人、学校の職員、それから家庭では保護者あるいは地域の方と、そういった方々から一人一人の子どもの様子を絶えず注視していただくと、何か変わったことがあったときにはそれを共有する、そういった姿勢が一番大事だと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 毎月実施しているということで、時期的なものを踏まえて、先ほどのハイパーQみたいな時期を設けられているのかと思ったので、ちょっとお聞きさせていただきました。時期に関しては情報の共有を図るということで毎月行っているということで、安心させていただきました。

調査の内容に關しましては、最近の教育新聞なんかに出ていたんですが、文科省のほうで定義づけが始まったということで、こういったケースはいじめに該当するか、あるいはこういったケースはいじめに該当しないというところがありますので、学校の先生に關しましては、そういった指針も出てくることによって、子どもたちとの相談に当たるに当たって判断がしやすい基準が出てきたということで、よりよいいじめに対する早期発見や防止が図られていくのではないかと思っております。

それでは、のほうに移らせていただきます。

いじめ調査であった情報を得た場合の後の手順として、これは伝えられた報告者が複数の教員に報告することにより判断に努め、解決に努めるものと基本方針にはうたっている中で、実際にこの対策について、本市の場合は各学校について、学校長あるいは先生たちはこの方針についての共通の認識を持つためにどんな取り組みをしているのか、こちらをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） まず、年度初めでありますけれども、必ずこれらのもの、市で策定したものの、これにつきましては、校長会議や教頭会議の中で再確認をする。それから、各学校ごとに策定したものについては年度初めにおいて共有するということは当然のことではありますが、絶えず定期的にさまざまな会議の中にこういったものを取り込んで、意識をずっと持ち続けるということが一番大事なことであろうと思っております。

また、児童生徒関係の担当の先生方の研修会等も利用しまして、現状、学校の取り組み状況、そういったものも確認をしながら、継続的に全ての学校においてこの対策が功を奏するような、そういった環境づくりに努めているということでございます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。

本市の取り組み、今ご答弁いただいたような内容であれば、通告のほうにも掲載しておりましたが、岩手県のケースの場合、推測ではございますが、先生1人が抱え込んだ、そういった流れがあったのではないかと推測できます。こういったものが機能していれば、最悪の状態は免れたのではないかと思っております。

あと一つ、その話し合いの中ではどんな些細な情報も報告しているのか、あるいはいじめがあって解決したものについても報告をちゃんと受けているのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 情報を共有化することはとても大事だと思っておりますし、一旦解決をしたという事例であっても、その後の様子をしっかりと見ていく、やっぱりこれが大切なことです。再び、そういう関係に陥るといこともあることも想定しながら、フォローについても丁寧に見とっていく、これも学校のほうにぜひお願いしているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ここまで理解できる現実があることによって、そういった報告もしっかりと受けて、起きるいじめに対しての包囲網ができているのではないかと理解いたしました。

続きまして、5番と6番のほうは関連しておりますので、一括します。

保護者に対して、今後、いじめに関する意識の醸成についてなんかはどうお考えかをお聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 最初の答弁で申し上げたとおり、今年度はいじめ防止強調月間の折に、保護者向けのリーフレットを作成したりしましたけれども、さまざまな機会を通して、ぜひ保護者の方々にもいじめ防止について理解をしていただくとともに協力をしていただくということはとても大切なことであろうと思っております。

子どもたちは全て24時間学校にいるわけではございません。家庭で過ごす時間もございます。そ

ういうときに保護者の目から見て、あ、変わっているところがあるというふうにお気づきになったときに、すかさず学校のほうと連携を図って、子どもの様子を注意深く見ていくこと、こういったこともとても大切になってまいりますので、今後もPTAのさまざまな会議等、集まる機会を通して、私どもも積極的にいじめに関する防止の協力を依頼するとともに、さまざまな情報を提供していきたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ただいま答弁にあったとおり、私どもも先日PTA関係の研修事業でいじめに関する研修が行われておりまして、参加してまいりました。この中の実施アンケートのほうを私のほうで見ることができたんですが、いろいろな意見がありましたが、知らない事実と考え方、あるいは受け取り方について、ほとんどの参加者がとても役に立ったと、こういった事例がございました。

こういった現状を鑑みて、本市においてもいじめに関する研修、こういったものを子ども、先生のみならず、保護者としても受けて学ぶこと、こういったものが必要と考えるのですが、どうかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） 私は過日行われましたPTA対象の研修会において大変内容のあるものであったということもお聞きしております。

市単位といたしましても、こういったものについて大変重要だというふうに考えておりますので、どういう規模でやるかといったようなことも含めまして、今後の具体策については検討する必要がありますが、そういった機会を積極的に設けるということにつきましては大変大事だと、こ

う思っております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ぜひそういった方向でPTAとしても動ければ動いていって、全体でいじめに対して考える時期を設けてもいいのかなと思っております。

県内では、先々月ではないですが、過去に母親2人が、子どもがいるお母さんがPTAの仲間が相次いで自殺をしてしまった事例がございます。こちらは一生懸命に活動しながら親同士のいじめに遭い、その被害が子どもに行くと、そういう形、子どもに対するいじめの話にはなっていますが、実は大人の社会でもいじめは成立していると、そういったことを鑑みると、子どもの研修と思いつきながら受けるか、あるいは自分たち親がどうやってその地域に対してのいじめが起きないか、そういったものを認識することも必要ではないかと思ひまして、今聞かせていただいたわけです。

なかなか聞ける機会がないので、こういったことも取り入れていくべきだと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、本市のいじめの根絶に向けた今後の取り組みについて、撲滅の目的とした今後のいじめに対する考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫） この問題はとても大切な重要なことであろうというふうに私たちも受けとめております。ですので、今後とも現在取り組んでおりますさまざまなもの、これがさらに効果を示せるように、しっかりと実施方法、あるいは時期等も含めまして検討を加えていきたいと、そして大変きめ細やかな対応をしていきたいと思っております。

その中で特に大事なことは、先ほども申し上げたとおり当然のことながら、未然防止、そして早期発見あるいは初期対応、そしてフォローという、こういったことは、引き続き一人一人の先生方にもしっかりと心得ていていただきたいと、こう願っております。

また、実は長期的に見て、いじめというものを減らしていくという取り組みも、私はとても大切なことだろうと思っています。それは、どういうことかと申し上げますと、いじめが多く起こる年齢というか時期というのは、統計的に、もう子どもたちが思春期に差しかかるころが多くなってまいります。

これは、思春期独特の子どもたちが内側に意識が向いてくるということに伴いまして、日本の独特の傾向なのかもしれませんけれども、子どもたちの自己肯定感というのが大変低くなってきます。つまりこれはやはりこのところを少しずつでも改善していく手だてというのが必要かなと私自身は思っております。

つまり、自己肯定感によって自分を低く見る、これをなるべく改善して行って、どんな子どもも一人一人それぞれ自分にいいところがあって、自信を持てる、そういうふうにしていくこと、そして、ある意味いろんな考えを持っている人がいる、そしていろんな考えをきちんと述べて、それを受けとめられるという、そういういわゆる多様性を相互に認め合うと、こういうような雰囲気というんですか、そういったものをつくっていくということもとても大切ではないのかなというふうに思っています。

そういうふうと考えていくと、実は、生活だけではなくて、授業の中でも我々は変えていかなければいけない部分があるのではないかと思うんですね。

つまり、我々振り返ってみますと、授業の中で、どちらかという知識や技能を重点的に授業をやってきましたので、無意識のうちに私たちというのは、子どもたちに正解は何というようなかかわり方をしていきますね。間違っているものは、それは違う。正解は何、そうすると、子どもたちは知らず知らずのうちに1つのものだけにこだわっていくというような、そういう傾向になることがあるのかなと。そういったところからも、多様性を認め合うという、そういう雰囲気をつくるためにも、昨日お話を申し上げましたような学び、創造、そういった形で授業を変えていくという、それも長い目で見たときのいじめ防止につながっていく。

ですから、さまざまな取り組みの中で私たちがやっていることは、全て子どもたちにとっては一人一人に自信を持たせる、多様性を認め合う、そういう気持ちを育てていく、そういった総合的な取り組みを今やっているというふうにご理解いただければありがたいと、こう思っております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ぜひ多様性を培う、そういった教育を取り入れて、あらゆるジャンルに対して取り組んでいただきたいと思います。

せっかく作成したいじめ防止対策基本方針が生かされない、そんなことがないように、常にどこかでいじめは起きている、そのシグナルを先生初め私たち保護者あるいは関係している方々が子どもの変化に気づくことが必要であり、いじめが発覚したときは、この方針のように、子どもを守り通すことがこれからも必要であると考えております。これはお互いの立場を考えたリスクの分散にもなると思っております。

いじめ防止月間を設けたときの対象は誰なのか。子どもたち自身はもちろん、その全ての利害関係

者に対して、周知を図ることはもちろん効果的ですが、いじめが起きてしまったら学校としてどう受け入れるか、起きてしまったことを隠してしまうようなことは絶対にあってはならないと思っております。

逆に、起きたとしても、情報を共有し、いかにそのいじめを早急に対処したかができる体制が整うほうが、より子どもたちにとっても信頼を得られることにつながると思っております。

困ったときでも、先生や関係者、そして保護者がしっかり共通の認識を持つことによって、よりいじめの防止、早期発見を図ることができるのではないかと思っております。

いじめの解消のためにも、これからも皆が連携して対策を講じ、わずかなサインも見逃さないよういじめの情報を学校や教育委員会、保護者間で共有し、迅速な対応につなげることで早いうちに芽を摘めるような対策、対応を引き続き実行していただけるようお願いを申し上げまして、私の市政一般質問を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、4番、齊藤誠之議員の市政一般質問は終了いたしました。

櫻田貴久議員

議長（中村芳隆議員） 次に、7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 皆さん、こんにちは。

議席番号7番、TEAM那須塩原、櫻田貴久です。

通告書に従い、市政一般質問を行います。

1、プレミアム商品券について。

那須塩原市市制10周年記念プレミアム商品券が

7月12日に発売になりました。2日間で5億円のプレミアム商品券が完売したことは市民の消費の喚起につながり、本市にとっても地域経済の活性化につながるものと思います。

そこで、今後、プレミアム商品券の発行を契機とし、本市としても商工会との連携をさらに強化し、独自性と継続性を持つことが第一だと思うことから、以下の点について伺います。

改めて本市のプレミアム商品券の発行の目的について伺います。

プレミアム商品券の発行に当たって、本市と那須塩原市商工会、西那須野商工会との連携について伺います。

プレミアム商品券の費用対効果について、本市の所感を伺います。

プレミアム商品券の政策目的の達成評価について伺います。

今回のプレミアム商品券をきっかけに地域の魅力が再確認され、継続的な消費増加につながるかが効果拡大のポイントになると思うが、本市の所感を伺います。

今後のプレミアム商品券の発行の考えについて伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 櫻田議員の質問に私からまずお答えをいたします。

1のプレミアム商品券について、まず順次答えまいります。

プレミアム商品券の発行の目的についてでございますが、改めて言う必要も多分ないかとは思いますが、この商品券の発行事業、これは地方経済の好循環拡大に向けた緊急経済対策として、国の

平成26年度補正予算に盛り込まれた交付金を活用した本市における個人消費の喚起を主な目的として実施しているものでございます。

次に、市と那須塩原市商工会、西那須野商工会の連携についてであります。今回の商品券発行事業は、両商工会が連携し、共同事業として実施をしているものであります。

両商工会の役員5人と事務局職員で構成する商品券発行事業委員会を本年2月に立ち上げ、市もオブザーバーとして参加をしながら、事業内容の検討、準備、発行の各段階を経て、現在まで連携を密に取り組んできております。

実は、この事業につきましては大きな動機がありまして、昨年1月、5月と相次いで国において、商工会に関する小規模事業者創業支援に関連するさまざまな法律が国において成立をしたのを受けて、もう去年の話ですけれども、商工会の幹部の皆さんの中には、行動する商工会をつくらうと、こういう声、私が聞いたのは本当に去年初めてなんです。行動の手始めに商工会まつりをぶってみると、それを聞いたのも初めてでございまして、ことしも実現しておりますし、あるいは去年の暮れにプレミアム商品券も検討していると、何とか市も一緒になってどうしようという呼びかけがあったのもよく覚えておりますから、このプレミアム商品券につきましては、国の交付事業がなくても間違いなく実行されていたはずだと、こういうことを今思い出しました。

また、のプレミアム商品券の費用対効果についてであります。商品券の製作目的の達成評価については、7月12日の発売から2カ月足らずという状況でありますので、事業の評価は今後の精算や検証を待つこととなりますが、市内735事業所に参加をいただき、額面総額6億円の商品券が市内において消費されていること、また、商品券

の発売から2日足らずで完売したこと、こういう状況を見ると、効果が出るものと確信を持って、期待を持って現在注目をしております。

また、プレミアム商品券の効果の拡大についてですが、市といたしましても、商品券の発行を契機とし、個々の店舗や商品の魅力をアピールし、継続的な顧客の獲得につなげていただくことが大切であると考えております。

こうした観点から、アンケートに協力をいただいた方に抽せんで当たる再プレミアム商品には市のブランド認定品等を多数用意していただいているところでもございます。

また、この商品券の20%でございましたが、お話を伺っている中で、十数年前に3割でやったことがあると。でも、3割ではどうでしょうか、ちょっとギャンブル的になるじゃないですかという意見も商工会の幹部の皆さんには私から伝えさせていただいて、このような形で実施ができたことを、私としてもとても納得をしております。

また、最後ですが、今後のプレミアム商品券の発行の考えについてですが、今後の発行については、今回の事業における課題把握、あるいは購入者に対するアンケートの集計結果、精算の状況等の検証、さらには発行事業委員会や関係者との意見等を踏まえ、前向きに検討していきたいと、こう考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、より順次再質問をさせていただきます。

今回のプレミアム商品券の発行支援は、消費喚起策としては期待が持てた政策で、本市が当初予定していた補助額が3,000万円、そして6,000万円、最後に1億円になりました。そこで、改めて経緯についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） プレミアム商品券の補助額が1億円に至った経緯ということでお尋ねでございます。このプレミアム商品券につきましては、当初は、市誕生10周年記念事業の中で位置づけていたということございまして、そのときは、やはり低迷する地域経済といったものを少しでも底上げしたいという考え方からこの事業を予定したところでございますが、当初におきましては、商品券の販売額3,000万円、プレミアム率10%ということで、3,000万円の補助というものを予定したところでございます。

そうしたところ、先ほど市長のほうからもございましたが、商工会の皆さんからの要望もございました。あとは、私どもも数十年、十何年ぶりにプレミアム商品券だということございまして、やっぱり大きな効果を発現させたいといった考え方から、プレミアム率を20%にいたしまして、補助額については6,000万円というふうにして、市単独事業ということで実施することを決定したところでございます。

その後、緊急経済対策の一環ということで、国の平成26年度補正予算に盛り込まれました地域住民生活等緊急支援のための交付金をこのプレミアム商品券事業に充てることができるようになったということございまして、このことから、商品券の販売額を5億円に増強いたしまして、プレミアム率20%、1億円の補助といったふうに決定したというのが主な経緯ということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） この事業に対する補助額が増加した経緯につきましては、理解をいたしました。

そこで、プレミアム商品券の仕組みは、1、国

が地方自治体に助成金を渡します。2、地方自治体がプレミアム商品券を発行します。3、商店街、大型スーパーまたは加盟店がプレミアム商品券の取り扱いを行います。4、プレミアム商品券を買った消費者がプレミアム商品券を使います。5、プレミアムの分だけ多く消費されることになるので、経済がよくなります。

以上シンプルな仕組みですが、金持ち優遇ではないか、プレミアム商品券はつまり先払いで、先に1万円を払うことで1万2,000円をもらえるというわけで、低所得者の人が1万円を用意できるかが問題で、そのための取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 1万円を用意できるかが問題だということ、そのための取り組みを何かしたかということでございますが、今回の商品券の発行事業につきましては、広範にわたる個人消費の喚起といったものを主な目的としているということございまして、所得階層による特別の取り組みというものはなかったということでございます。

そんな中で、1万円の販売額というものが高くて手が出ないといったような声は、私どものほうには届いていないというような状況でございます。

発行に当たりましては、公平・公正の観点から、なるべく多くの方に商品券を買っていただけるよう、1人当たりの限度ということで5セット、5万円を限度として販売をしたというようなことでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、短期の景気浮揚策としての効果があると思うが、本市の考えを

お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 短期の景気浮揚策としての効果はいかがというようなご質問でございますが、この商品券事業は総額で6億円もの事業であるということ、また、有効期限が発売日の7月12日から来年1月11日までの6カ月間という短期の期間だということございまして、この間で間違いなくこの地域でこれだけの消費があるということでございますので、私どもとしては、大きな地元経済の底上げといった効果があるというふうに期待しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、本市のプレミアム商品券は地元限定なので市内の消費を促す効果も期待できることから、本市の取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 市内の消費というものをより促すための取り組みということでお尋ねだと思うんですが、まず、プレミアム商品券は市内において消費していただくものでありますので、その消費を促すためには、市民の方にとって非常に使いやすいものでなくてはならないということ大変重要になるのかなというふうに思います。

その上では、商工会の皆さんが大変ご努力をいただいで、共通の商品券にいただいたということ、あとは大きい事業所でも小さい事業所でも使えるようなふうにしていただいたこと、これは消費者にとって大変使いやすいということだと思えますし、現に好評を得ているのはそういうところにあるのかなというふうに思ってお

ります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、そんな中で、消費喚起にはばらまき政策ではなく、産業の新陳代謝を促す成長戦略こそが有効だと思うが、本市の所感をお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） この商品券事業を消費喚起のための有効な手だてとするためには、どんな取り組みが今後必要になってくるのかというようなお尋ねだと思いますが、先ほど来からの繰り返しになりますが、今回の事業については個人の消費喚起というのが主な目的でございまして、プレミアム分を上乗せするわけですから、それによって大きな消費が呼び起こされると。加えまして、短期間でお金を地域で回すということでございますので、地域の経済波及効果というものも大きなものがあるのではないかなというふうに思います。

こうした事業を1つの契機ということで実施して、あとは個々の店舗の皆さんにさらに魅力をアピールしてもらったり、顧客をいっぱい獲得するための努力をしてもらうことによって、さらなる消費の喚起を呼び起こすことができるのかなというふうに思っているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） については、改めてプレミアム商品券の発行などの目的、仕組みをお伺いしました。プレミアム商品券について理解を執行部と共通認識できたことを確認し、の再質問に入ります。

それでは、について再質問をさせていただきます。

7月12日の発売当時の状況並びにプレミアム商品券の回収率などについて、2つの商工会よりどのような報告がされ、また、担当部局との連携はどのようになっているのかお伺いをいたします。
議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 7月12日の発売日の当日の状況と、商品券の現行における回収率、あるいはこの事業を実施するに当たっての市と商工会の連携についてということでの3点のお尋ねだと思います。

まずは、当日の状況についてでございますが、こちらについては相当多くの来場者が予想されるということから、安全性あるいはスムーズに流れていかなければならないといったことがございましたので、ある程度キャパがある特設会場というものを設けていただきまして、黒磯は黒磯文化会館、塩原は塩原支所、そして西那須野については西那須野公民館において、午前9時から午後3時まで商品券の販売をしていただいたということでございます。

私が聞いているところでは、当日の朝は相当の長蛇の行列があったということでございますが、そこら辺についても、実際どうやってさばくか等のシミュレーションを事前に商工会の方はされていらっしゃったということでございまして、そういうことが功を奏して、午前中には長蛇の行列もなくなって、円滑に大きな事故もなく、円滑に商品券の販売ができたというような報告をいただいております。

そんな中で、販売の状況でございますが、黒磯文化会館に関しては当日完売、そして西那須野と塩原会場については、当日分は若干残が出ましたが、翌日の午前中には完売したというようなお話を聞いているところでございます。

また、商品券の回収の状況についてでございますが、こちらについては商品券発売後、毎月中旬と下旬に両商工会のほうで換金作業を進めているということでございまして、8月末時点の回収率につきましては、50.1%だというようなことで伺っているところでございます。

最後に、我々と商工会の連携についてということでございますが、こちらについては言うに及ばずということで、この事業を進めるに当たって、着実に一つ一つ協議をしながら連携をして調整してきたということでございまして、今、換金の状況なんかについても逐次報告をいただいております。そんな中で、しっかりとした事業の推進ができていけるのかなというふうに思っているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 既に8月末で回収率が50.1%ですから、もう半分以上は使われているんですね。ということを理解していますが、それでは、今回のプレミアム商品券についての経済効果について、2つの商工会とどのような形で協議がなされたかお伺いします。

既に8月で回収率が50.1%ですから、経済効果について改めてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） まずは、経済効果について、この商品券を発行するに当たってどんな協議がなされたかということでございますが、1点目といたしましては、やはり注意喚起、経済効果などを最大限に引き出すことを念頭に検討をしてきたということでございまして、このような観点からは、事業の早期実施や夏の商戦、あるいは年末の商戦に充てること、さらには消費者にとってわかりやすく使いやすいものとする、こ

の2点がやっぱりこの商品券を発行するに当たって大きな協議ポイントとなったのかなというふうに思っております。

そんな中で、もう一点、要は経済効果はどのようなかというところを50.1%の中でのいうところでございますが、こちらについては議員ご指摘のとおり、まだ始まって、極端話をするとか1カ月半、2カ月弱というようなところでございますので、そんな中でもう半分の換金率があるということは、それだけの消費がこの地域でなされたということの裏返しでございますので、我々は必ずしや何らかの大きな効果があったのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） もう既に経済効果、出ていますよね。

2つの商工会とは十分に協議をされ、ご苦労もあったことだと思いますが、強いリーダーシップをとる方がいて、この事業の成功に結びついたのだと認識をいたしました。

改めて、2つの商工会と市長並びに担当部局に敬意を表し、続きまして、の質問に関して、一括で再質問をさせていただきます。

プレミアム商品券の効果を高めるには、3つほどあると思います。

1つは、何が買えるのか。2つ目は、どこで使用できるのか。3つ目は、誰が使えるのかという観点から、今回商工会の取り組みは非常に評価のできる取り組みだと思うが、本市の商工会についての評価についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） このプレミアム商品券事業については、両商工会が主体となって事業

に取り組んでいただいたというところでございまして、大きなトラブルもなく、発売までございまして市民の方々から好評というところ、かなりよかったというような声もいただいているというところから、市といたしましても、感謝の思いを持っているといったところが率直なところでございます。

そんな中で、加えてということになります、この事業をやるに当たって、商工会の会員の枠にとらわれないで広く事業者を募集していただいたこと、あるいは商工会の独自の取り組みということで、この商品券の発行に当たって、要は会員を対象にしたセミナー、要はさらに上乘せの顧客をとるためのセミナーなんかを実施したというようなことも聞いております。

したがって、商工会員相互の連携も図りながら商工会が一体となってこの事業に取り組んでいただいたということかなというふうに思っております。この点につきましては、大いに評価に値するというふうに我々は思っているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 商工会としても行政からすばらしい評価をいただいたことは、今後の自信につながると思います。

そこで、今回、735事業所の参加をいただいたことも非常に評価のできることだと思うが、本市の所感をお伺いします。

また、参加店がどのように多かった要因についても、担当部局から商工会に何かアドバイスはあったのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 735もの本当に多い

個店の参加があったということは、非常に私も評価できることだと思います。この点につきましては、我々からどうのこうのアドバイスをしたというよりも、この事業を企画して練り上げた検討委員会というのがございますが、そんな中で忌憚のない意見をぶつける中で、あくまでも市民側の視点に立っていかうといったようなところでの共通認識が図れたことが、これだけ多い個店をこの事業に呼び込むことができたことにつながっているのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、プレミアム商品券の消費喚起効果を地域経済の好循環につなげていくには何が必要かお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） このプレミアム商品券の効果といったものを地域経済の好循環につなげていくというためには何が必要かということでございますが、ちょっとこれは重複する部分もございしますが、まずは、この商品券の発行事業というものを1つの契機として、その上で個々の店舗や商品の魅力といったものを再度ブラッシュアップしながらアピールして、継続的な顧客の獲得というものにつなげていただければ、それがひいては地域経済といったものをうまく回していく1つの一助となるのかなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、好循環に向けていくためには、市あるいは商工会との連携が何よりも増して重要になってくるのかなというふうに思っているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 地域経済の好循環につな

げていくには、継続性が必要であると認識をいたしました。継続性は大事なことです。石の上にも三年ですから。これは独り言です。

それでは、 について再質問をさせていただきます。

プレミアム商品券には幾つかの問題点はあると思うが、一時的な消費で終わるのではないかと思うが、地方を活性化させるには中長期的な発展させるプランを考える必要があると思うが、本市の考えをお伺いします

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 地方を中長期的に発展させるプランについてということのお尋ねでございますが、私も今回の商品券の発行事業だけで継続的に地域の経済が活性化していくかということ、それはやや無理があるのかなというふうに認識しているところでございます。

地域経済を持続可能にするためには、やはり先ほどもお話ししましたが、我々と商工会、あるいは金融機関等々がさらなる連携を進めることによって、現実に今ございます那須塩原市版まち・ひと・しごと創生戦略や、私どもがことし策定いたしました創業支援計画等のそれらに掲げた施策の確固たる実施、そういうものが地域の経済というものを回す上で不可欠になっていくのかなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、そんな中で、アンケート調査なども非常に評価のできる政策です。アンケートの内容と結果についてのタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） アンケート調査についてのお尋ねでございますが、このアンケートにつきましては、商品券の発売時に購入された方にアンケート用紙を配布してお願いしたということでございます。内容といたしましては、回答者の属性、あるいは商品券の購入額、購入目的、利用した店舗、さらには購入品目などについて記すような内容のアンケートとなっているということでございます。

回収については参加事業所、参加しているお店と、あとは商工会の窓口で随時回収しているということでございますが、12月ぐらいまでには回収を終えて、詳細の分析に取りかかりたいといったようなお話を聞いているところでございます。

また、今度はこの事業に参加した個店を対象にしたアンケートについても実施予定だというようなお話を聞いています。こちらについては、内容的には、プレミアム商品券事業に参加した理由、あるいは売り上げがどうなったか、さらにはこの事業に対する意見などがアンケート項目になっているということでございます。こちらにつきましては、精算の時期が年度末になりますので、あわせて年度末のころに実施を予定しているというふうに聞いているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 最後に、のプレミアム商品券の発行の考えについては、商工会等の意見を踏まえ検討してまいりたいと考えておりますという非常に前向きな答弁をいただきました。

国の地方創生交付金を活用したプレミアムつき商品券の県内での発行総額が110億円を超え、本市としても1日半で完売をし、個人消費が低迷する中、小売り業者を中心に期待は高く、個人消費拡大が期待できると思います。本市としても個人

消費底上げの期待は大きく、今後は、アンケートの結果で効果を検証することが非常に楽しみです。

ただ、需要の先食いになる危険性もあることから、一過性で終わらせないためにも、引き続きのプレミアム商品券の発行を強く要望をいたす。

また今回、本市としては12年ぶりの発行にもなります。今回の商工会との連携も非常に評価のできる事業に、行政側の今後の商工会とのさらなる連携に期待をし、ますますの内需の拡大に努めてもらいたいと思います。

内閣府によると、プレミアム商品券は全国の自治体の97%に当たる1,739自治体が2015年度に発行します。国の地域消費喚起・生活支援型交付金約2,483億円を利用しています。本市も商工会との連携により、今回のプレミアム商品券の事業がまちづくり、地域活性化において地域経済に変化をもたらしました。その取り組み自体もしっかりビジネスとして成立し、実効性を持ち、非常に評価のできる事業だと確信をいたしました。また、経済対策を今後やっていける心から信頼できるパートナーを行政側、商工会側とも見つけたことができたことも1つの成果だと思います。

パートナーさえいれば、取り組みは始めることができる。楽な条件で仕掛けられる地域などは基本的にはないものです。改めて重要なのは、環境選びよりもパートナー選びだと実感をいたしました。お互い一蓮托生のパートナーになったこともこれから本市としても非常に心強いと思います。独自性を出し魅力をアピールした今回のプレミアム商品券は、那須塩原らしさを強く感じました。ぜひ継続実施に向け、市長に強く要望し、この項の質問を終了します。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時15分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 2、観光行政について。

全国を見渡してみると、我が国では、観光事業によって人を呼ぶ地域活性化策は各地で展開し尽くされている感があり、今や全国の地域で競い合っている状況です。どの地方、地域を訪ねても、いわゆる観光名所のないところはありません。既にある観光資源にプラスアルファを付加する試みはよしとしても、これから横並びで観光開発を行い、活性化につながるのは至難に近いと思います。

そこで、本市が行う夏のファミリーキャンペーンでは、他の地域との差別化を図るため、ハローキティ宿泊プランや那須高原にハローキティがいっぱいなど、取り組みをしています。

そこで、本市の観光振興について以下の点をお伺いします。

観光局が発足して6カ月がたとうとしていますが、観光局が行う勝ち残りの戦略は非常に評価のできる取り組みだと思えます。そこで、観光局が抱える課題についてお伺いします。

塩原温泉、板室温泉の温泉や観光の質の向上に向けた本市の取り組みについてお伺いします。

本市がかかわる塩原温泉、板室温泉の観光施設の現状とサービスの質の改革についてお伺いします。

塩原温泉、板室温泉の景観や空き家・空き地対策について、本市の取り組みをお伺いします。

まちづくり全体を見据えて、2つの温泉地に対し行政ができるアドバイス、コーディネートに

ついてお伺いします。

本市の観光の冬のプラン、企画についてお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） それでは、2の観光行政について、順次お答えいたします。

初めに、の観光局が今抱える課題についてですが、現在、観光局における最優先課題は、本市の強みである良質な温泉を軸としたプロモーションの展開と温泉地としての質の向上であると認識しております。

また、観光局の役割といたしまして、人材や地域の育成、他産業や他地域とのネットワークの構築など、ほかにも取り組むべき課題があり、これらに対応するためには、観光局の組織体制の強化と地域全体で観光客をお迎えするという意識の醸成が必要であると考えております。

次に、の温泉や観光の質の向上に向けた本市の取り組みについてですが、観光の質の向上は温泉や自然、食などの魅力ある素材の掘り起こしと磨き上げ、そして旅館、ホテルなどの個々の施設はもとより、観光地全体としての魅力やサービスの向上であると考えており、観光局を中心に取り組んでいるところであります。

特に食の向上については、夏のファミリーキャンペーンにおいても本市が生乳生産本州一であることから、キャンペーンに参画した宿泊施設のほとんどが朝食に牛乳を提供しており、今後はデザートへの活用にも取り組む予定となっております。

次に、の本市がかかわる観光施設の現状とサービスの質の改革についてですが、市の観光施設については、塩原地区にもみじ谷大吊橋、天皇の

間記念公園、箱の森プレイパーク、湯っ歩の里などがあり、また、板室地区には、板室自然遊学センター、板室健康のゆグリーングリーンなどがあります。いずれの施設も指定管理者による管理であり、それぞれの指定管理者が施設の目的に沿って独自のアイデアを出しながらサービスの向上に努めているところでございます。

次に、の空き家・空き地対策についてでございますが、塩原温泉、板室温泉の空き家等の現状については、廃業して空き家となった旅館、ホテル、店舗等が見受けられます。このような空き家の管理不十分な状態が継続しますと、防災、公衆衛生、景観その他生活環境保全上の問題の原因となります。このため、市では、これらの空き家の相談があった場合には、現地調査や所有者等の調査を行い、所有者等に文書等により空き家等の適正な管理を依頼しているところであります。

次に、のまちづくり全体を見据えて行政ができるアドバイス、コーディネートについてですが、2つの温泉地は市の観光の拠点であり、観光振興により地域の活性化を図る地域でありますので、市といたしましては、観光マーケットや観光客のニーズを分析し、時代の変化に対応した観光戦略を推進するとともに、歴史や町並み等のそれぞれの個性を生かした観光地づくりを進める中で、情報の提供やコーディネートを行っております。

最後に、の冬のプラン、企画についてお答えいたします。

現在、両温泉地の旅館組合や観光協会、旅館、ホテルを中心に、イベントや宿泊プランなどの検討を進めており、観光局においてそれらを冬のプランとして取りまとめ、プロモーション活動を展開していくこととしております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、より順次再質問をさせていただきます。

部長には、プレミアム商品券からの連続出場となりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

現在、最優先課題として取り組んでいるプロモーションについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 現在、観光局のほうで取り組んでおります最優先課題のプロモーションということでございますが、主たるマーケットであります首都圏に対しまして、テレビやラジオ、新幹線車内誌や駅車両へのポスター掲示などなど、メディアミクスを活用した波状的な情報発信によって、秋、冬に向けた集中プロモーションを精力的に展開しているというところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、そこで秋冬に向けた集中プロモーションの具体的な内容とタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 秋冬向けの集中プロモーションの具体ということでございますが、まずは、JALの機内誌、これはスカイワードといいますが、JALの機内誌の9月号と新幹線車内誌のトランヴェールといいますが、その9月号において記事広告の掲載を行ったというところでございます。

また、羽田空港に乗り入れする京浜急行の車内ポスターの掲示を9月に1カ月間予定しております。

そして、JR大宮駅構内へのポスターの掲示と

いったものも9月の中旬からおおむね2カ月間予定しているというところでございます。

さらには、首都圏に放送エリアを持つ東京MXテレビというのがあるそうでございますが、こちらのほうでの情報発信あるいは文化放送での情報発信、そんなものを予定しているというところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） JR、JAL、そしてこれからJAFと最高のプロモーションだと思えます。本市でラジオの公開録音の生中継が行われると聞きました。今答弁をいただきました。多分10月9日だったですね。市長も出演すると聞いているので、ぜひ常任委員会で応援に行きたいと思っています。

今回の交通機関のポスター掲示については以前からも行っていると思いますが、工夫している点などがあれば、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） ポスターの掲示で工夫している点ということでございますが、先ほどお話ししたとおり、JRの大宮駅構内の中で本市のPRポスターの掲示というものを予定しています。現在そのポスターというものの下案をつくっているところでございますが、本市の温泉はもちろんのこと、私どもの自慢である観光の名所、あるいは歴史のある町並みといったものを5種類つくりました。その5種類をワンセットという形で大宮駅構内に10カ所ばかり張らせていただくというようなところで、今JR側との交渉を進めているというところでございます。

いずれにしても、本市の温泉地としての売りといったものをその部分をしっかり首都圏の皆さん

にお届けして、しっかりとした誘客というものにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 今回のポスターは5種類の異なるポスターで、この間、観光局の戦略会議で見せていただきました。非常にすばらしいでき上がりになっています。大宮駅に飾られるのが今から楽しみです。ぜひ期待をしています。

そこで、観光局の具体的な役割としての地元事業者への支援策についてもお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 観光局の地元事業者への支援ということでございますが、こちらにつきましては、現段階では個々の宿泊プラン等を取りまとめまして、市としてのキャンペーン商品というものをつくって、それを広く首都圏に向けて発信しているという形で、個店という個々の旅館、ホテルを支援させていただいているというのが主なものでございまして、それ以外に、旅館やホテルが個別に工夫を凝らして実施しております誘客対策については、局といたしましても、マーケット状況の的確な把握やあるいは情報の効果的な発信の仕方などについてアドバイスを行っているというところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、部長にお聞きしたいんですが、現時点で観光局において行っているさまざまなキャンペーンに参加している旅館はホテルの割合についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 観光局が行っている

キャンペーンにどれだけのホテル、旅館さんのほうが参画しているかというお尋ねでございますが、現段階ということになりますと、夏のキャンペーンということになりますと、こちらにつきましては、ホテル、旅館の参画割合は5割から6割といった状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） できればたくさんの旅館、ホテルに参加をしていただきたい、そのように期待しています。

また、本市の観光にとって人材の育成は非常に重要だということから、観光局の取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 観光局の人材育成に対する取り組みということですが、こちらにつきましては、今までも再三やってきたということございまして、集まりの機会があるごとに、観光戦略等についての勉強会、あるいはアドバイスなんかを行ってまいったということでございます。

また、現在は、両温泉街の若手の経営者を中心に定期的に集まって、観光戦略を練り上げたり、あるいはその戦略に基づいて事業を実施しているといった取り組みをしていますので、その中で観光局の局長である審議監が深くかかわっておりますので、いろいろと助言がされているということで、いつかはきちっとみずから戦略を立てて、それを実行に向けていけるような人材というものが育っていく、あるいは育ちつつあるのかなというふうに認識しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 最近では観光局が主体となり、塩原、板室温泉のお土産としてハローキティちゃんが描いてある温泉ミストの発売にも力を注いでいるところでありますが、地元の関係団体、もしくは行政も知恵を出し合い、1本でも多く販売をして、プロモーションの経費にでもなれば幸いです。

ぜひオール那須塩原として、この地の観光を盛り上げてもらえれば幸いです。

それでは、 について、順次再質問をさせていただきます。

本市の観光の質の向上に向けた取り組みは、非常に評価のできるものです。そこで、地元の人たちとの連携についてお伺いします。また、本市の観光の質の向上に向けての具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） まずは地元との連携といったところの前に、要は具体的にどんな取り組みをしているかということをちょっとご紹介したいと思います。現在、観光局を中心に行っている取り組みというものにつきましては、夏に続いて、秋、そして冬と季節ごとのプランづくりを進める中で、地元食材といったものをしっかりと提供できる、そんなようなことをひとつ考えている、あわせて、四季折々の地域の魅力を楽しんでもらえる、そんなようなところを企画の中に盛り込んでいるといったところでございます。

いずれにいたしましても、季節ごとの商品をつくる中で知恵を出し合って、また来たいと思っていただけるような受け入れ体制づくりといものを精力的に行っているところでございます。

そういう取り組みを進める中で、局の中で市もでございますし、そこに協会も入っていますしとい

うようなところ、さらに、まちづくりの観点から、地元の皆さん方とも連携しなくては、現実的な形、成果というものを生み出すことはできませんので、必然的にそういう連携は図られているものだというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、そんな中で、塩原温泉、板室温泉のリピーター率についてもお問い合わせをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） リピーター率についてのお尋ねでございますが、現時点では、入り込み客数あるいは宿泊客数の把握というものは行っております。そこからさらに一歩進んだ中で、リピーター率を分析し得ているかということ、そこまでの細やかなデータまではとり切れていないというようなところから、リピーター率については、現状の中では把握できていないということでございます。

しかしながら、やっぱり顧客の獲得につなげていくためには、リピーター率というのをしっかり押さえて、リピーターをいかにふやしていくかというのが非常に重要なこととなりますので、今後はもう少し丁寧なデータのとり方、そして、リピーター率が分析できるような、そんなようなところの部分までしっかりとデータとりをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） ぜひ、早急に取り組んでもらいたいと思います。

そこで、地元産牛乳の使用についての仕組みについてもお問い合わせをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 地元産牛乳の消費ということでございますが、こちらについては、夏のプランの中で、市内の生産者あるいは販売者と連携いたしまして、朝食時に地元産牛乳を提供するというので、地元産牛乳のPRと消費拡大を図ったところでございます。

今後は、さらに観光の面から、牛乳の消費拡大とかが図れるように、関係する皆さん方との連携というものをしっかりしながら、議員今ご指摘のとおり、しっかりと牛乳というものも消費拡大に向けてような仕組みというんですか、そんなものの構築できればいいのかなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、地元産食材の提供については前々から質問をしていますが、進捗状況についてお問い合わせをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 地元産食材の提供については、議員前からご指摘いただいているということで、私どももひとつしっかりと受けとめて、実現に向けていかなくはならない課題だというふうに受けとめておったところでございます。

そんな中で、10月から秋のプランというものを始めるべく、今、最後の大詰めの作業をしているところでございますが、その秋のプランは、やはり紅葉と地元産の食材が楽しめる企画にしたいということで、今まとめておりまして、このように、やっぱり四季折々の季節商品というものをつくる中で、地元産食材というものはその中のメインの1つの売り物になるようなふうに仕掛けていきた

い。そういうことを繰り返すことによって、地元産食材の磨き上げというんですか、そんなこともつなげていければいいのかなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、秋のプランの地元食材について具体的にお伺いします。

また、どのような料理なのかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

秋のプランでは、地元産の牛肉と豚肉を使った料理を提供したいというふうに考えております。

調理の方法につきましては、ステーキだとか鍋だとか、旅館はホテルごとに工夫を凝らして、バラエティーに富んだものにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、部長、デザートを取り組みについても具体的にお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 櫻田議員に申し上げます。

部長、部長と指名をしないように注意してください。

7番（櫻田貴久議員） 了解しました。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） デザートについての取り組みでございますが、こちらにつきましても、秋のプランの中では、地元産牛乳を使ったプリンやババロア、そういったものを各参加店の共通特典として予定しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、最後に、共通特典としての詳細についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 共通特典の詳細ということでございますが、ただいまお話ししたとおり、地元産食材を使った肉料理とデザートの提供のほかに、一番見ごろの紅葉を楽しめるポイントのほうに案内する無料バスツアーといったものを宿泊客限定で運行していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 4月に、私たちの会派TEAM那須塩原で、世界最大の旅行口コミサイト、トリップアドバイザーで3年連続朝食のおいしいホテルと評価されているホテルピエナ神戸を視察してきました。これが日本一かと改めて実感をいたしました。

ホテルお勧めの手づくりジャムを初め、パン、ご飯に惣菜、スープ、ステーキ、フルーツ、サラダ、和食に洋食、締めはスイーツ、種類は多いし、料理はおいしかったです。全部制覇できなかったことが心残りですが、うわさどおりの朝ご飯でした。全ての料理に説明がしてあった点などは参考にできるところだと思いました。また、リピート客を獲得するために始めた事業だと説明を受けました。

ぜひ本市の観光地も何かで日本一をねらってもらいたい、そんな思いで山本リンダの狙い撃ちを聞きながら再質問を考えました。

それでは、 について順次再質問をさせていただきます。

塩原温泉、板室温泉の観光施設の指定管理者に出している予算について詳しくお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 観光施設の指定管理予算についてでございますが、こちらにつきましては、27年度の観光施設における指定管理料ということでございます。塩原地区で6施設、そして、板室地区で2施設の合計8施設ということで、約2億1,800万円、そして、その利用料の収入につきましては、約1億300万円を計上させていただいたところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、改めて、指定管理者に出しているメリットについてお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） メリットについてのお尋ねでございますが、指定管理施設についてはご案内のとおり、施設の管理に関する権限を指定管理者に委任するものだということでございまして、民間が持つ能力やノウハウを生かし、より効果的・効率的に施設の運営管理を行うことで、サービスの向上、そして経費の削減を図ることであるというふうに認識しております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 施設の収支を改善していくには、業務内容など入札の際に役所のつくったルールでがんじがらめになっていて、自由に経営改善ができないのではないかと心配するところではありますが、本市の場合はどのような状態にな

っているかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 自由に経営改善ができないのではないかとといった懸念が今ご質問としてされたわけでございますが、ご案内のとおり、指定管理施設については、指定管理者がその創意工夫によって効果的で効率的な施設管理を行っていただくものであるということでございますが、その前提となるものとしたしましては、利用の目的だとか利用の時間であったりとか、利用料金については、市の条例の定めに沿っていただくということになりますので、そういうことでご理解いただければというふうに思います。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 指定管理制度に基づいて管理されるよりも利用条件などを緩和し、貸し出したり売却したりして、民間の知恵を生かし、自由に運営してもらったほうが面白い展開になると思いますが、行政と民間の関係は施設の貸し借りについても従来の発想にとらわれない新たな方法について、本市の所管をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 民間の知恵を生かしながらということで、新たな管理の方法について市の所感はどうかということでございますが、まず、今まで整備してきました観光施設の中には、時代の変化に伴って、当初に求められていた施設のニーズといったものも変化しているものが、多数とは申しませんが若干見られるのかなというところを私、感じているところでございます。そんなことをしっかりと見据えながら、まずは部内において実際に指定管理というところでの管理を行っておりますので、それを行うに当たっ

での改善点あるいはあるべき方向の検討というものを進めていくのかまず、先決としてあるのかなというふうに思います。

ただ、長期的な視点からは、今議員ご指摘のように、新たな管理方法等についても1つの研究テーマとしてやっていかななくてはならないような状況にあるのかなというふうには思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 今回は観光施設の指定管理の現状について再質問をさせていただきました。改めて、指定管理者制度については一般質問をさせていただきますが、名目上は、民間のノウハウやアイデアを公に生かしながら施設の魅力的な経営を実現することになっていると思いますが、実態として、行政予算に依存する民間という構図では困ります。

ぜひこれから先的那須塩原市のことを考えると、しっかり検証してもらいたく、強く要望いたします。

それでは、 について、順次再質問をさせていただきます。

塩原温泉、板室温泉の空き家の現状についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） ただいまの塩原温泉、板室温泉の空き家の現状についてでございますが、これにつきましては、先ほど午前中、藤村由美子議員の質問で答弁をさせていただいたとおりであります。昨年度行いました空き家調査につきましては、空き家の利活用を目的に人口集中地区のみを対象としたため、塩原、板室両温泉地区につきましては調査地区に入っておりませんので、実態につきましては把握しておりませんが、今後の

条例制定等に向けまして、特措法に基づく空き家等の調査につきましては、実施の必要性等も含めまして十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、塩原温泉、板室温泉の空き地の現状についてもお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 両温泉地区の空き地の現状につきましても、ただいまの答えと同様、把握はしておりません。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） ぜひ、条例制定や特措法に基づき、早急に対応してもらいたいと思います。

それでは、塩原温泉、板室温泉の地域再生のランドデザインを策定することが必要だと思うが、本市の考えをお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 塩原、板室両温泉地区の地域再生のランドデザインとのことでございますが、空き家対策自体は国の特措法によりまして、粛々と進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

そんな中で、条例制定ですとか、空き家等の対策、計画策定につきまして、今後十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

さらに、空き家対策を含めましてコンパクトシティ実現のためには、立地適正化計画等におきまして、総合的な両地区を含めましたランドデザインは必要ではないかというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、塩原温泉、板室温泉の景観に対する現実と将来ある時点に設定した政策目標を対比して、その目標実現の手段のプライオリティと道筋を明らかにすることは非常に大変なことだと思いますが、本市のさらなる取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） まずは、しっかりとした現状把握が必要であると考えます。その結果をもとに、両温泉地区の住民の皆さんや事業者の皆様がどのような地域づくりをしたいかということにつきまして議論されることが必要ではないかと思えます。

加えまして、まちづくりは行政だけでできるものではないので、地元の方たちと手を携えまして、十分に検討しながら進めていかなければならないものというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 塩原温泉、板室温泉の意見を反映したまちづくりには、地域の責任自体が重要なものになると思いますが、行政と議会と住民が主体となって策定に当たることが一番大切だと思います。

本市の考えをお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） まちづくりにつきましては、議員のおっしゃられるとおりでございます。空き家等対策の推進に関する特別措置法にも基礎となる計画の策定ですとか、計画策定のための協議会を組織することができるというふういうたわっておりますので、特措法の理念を十分勘案しまして、空き家等対策を進めてまいりたいというふう考えております。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） まちづくりは公共性のあることです。公共は行政だけの仕事ではないことから、これまでの行政に任せておけば平等に維持できたことも、これからは非常に厳しくなってくると思われます。住む人たちがみずから動き改善していくまちは住みやすくなり、栄えていくことと思えます。

これまでどおりの行政任せの地域は確実に衰退をしていきます。べき論ではなく、現実論で塩原温泉、板室温泉の関係者に実行をしてもらいたいと強く要望します。

それでは、 について、順次再質問をさせていただきます。

現在、塩原温泉、板室温泉のまちづくりの計画はあるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 塩原温泉、板室温泉のまちづくり計画ということでございますが、両温泉地では、観光事業者やあるいは地元自治会等の皆さんで構成する活性化委員会というものを立ち上げまして、つり橋や広場等の施設の整備と、それを生かしたソフト事業等を盛り込んだ活性化計画というものを策定いたしまして、それに基づいたまちづくりを展開してまいったというところでございます。

現在においても、各温泉地の活性化委員会がこのまちづくりを引き継いで、観光協会の皆さん方と連携する中で、地域の特色を生かしたまちづくりというものを展開しているというような状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、そこで、塩原温泉、板室温泉の2つの温泉地の観光振興による地域活性化の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 2つの温泉地の地域活性化の、これは地域住民が主体となった取り組みは何かというようなお尋ねだと思いますが、まずは塩原温泉ではうまいもんプロジェクトというものを地元のおいしい野菜を使って、カブやダイコンなどというものを温泉宿でも提供していますし、そういうものを積極的にPRしているというところでございます。

また、板室温泉では、自然を生かしたカヌー体験の事業化に続いて、つり橋や自然環境を生かした事業などを展開していただいております。

さらに、両温泉街ともハナモモの植栽を主体的に行うなど、関係者が一体となった誘客対策、地域活性化対策といったものに取り組んでいただいているということでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 十分に理解をするところでありますが、塩原温泉、板室温泉のトータルコーディネートについては、観光局が中心に進めていくことは理解をするところであります。

しかし、観光協会との連携についてもお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 観光局を中心に進めていく中で、観光協会との連携はどういうふうに行っているのかということでございますが、観光協会は、各地域の特色を生かした観光地づくりといったものを担っている、その一方で、観光局の構

成員でもあるということでございますので、市全体の観光振興にも取り組んでいただいているということになると思います。

市といたしましても、これらの共同の取り組みを行う中で、情報の提供やコーディネートを行うということで、観光協会との連携を図っているということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） そんな中で、2つの観光地で行われてきた地域活性化の事業は、まず、目標自体が活性化というあいまいな表現であることからわかるように、実効性はほとんどないと思われます。せいぜいイベントを開いて何人集まった、幾ら売れたと一喜一憂をするだけで、結果はいかに収入をふやすかという売り上げ至上主義の考え方に固守していると思います。しかしながら、縮小する社会において量を追い求めても無理があります。事業の粗利を意識してコストを適切に絞り、利益に包括する概念が必要です。

そのプロセスを常に点検しながら回していく地域への投資が事業の前提である以上、決定的に大事なものは何かお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 地域の活性化のために決定的に大事なものは何かといったお尋ねだというふうにお聞きしました。

まず、観光業が地域経済にもたらす影響ということでございますが、観光業は裾野が広い分野だけに、農業や商業などの産業全般にわたってその波及効果といったものが及んでいくものというふうと考えております。

観光業が元気になることによって市全体の産業が元気になって、雇用の拡大、ひいては地域全体

の活性化につながっていければ大変ありがたいことだなというふうに思っているところでございまして、観光が活性化の先導役を担っていただくためには、一過性の集客といったものや、あとははやりの部分にとらわれることなく、継続的に多くの観光客が滞在して、お金を落とすに値する行ってみたい観光地の定番に育っていくこと、なっていくことが何よりも増して重要なことなのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 改めて、観光産業は裾野が広いという理解でよろしいですね。ですから、行政の役割も大きいんです。

最後に、 について順次再質問させていただきます。

冬のプランの具体的な内容、並びに本市の強みをどのように反映していくのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 冬のプランの具体的な内容についてのお尋ねでございますが、冬のプランにつきましては、本市の強みであります良質な温泉や首都圏からのアクセスのよさといったものを生かしながら、団体に対応した忘年会、新年会のプラン、そして、ファミリーに対応したスキーパックなどのプラン、さらには個人客に対応した食事や温泉で暖まっていたりするようなプラン、そんなものを今、観光局のほうで冬のプランとして検討を進めているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 最後に、冬のプランのプロモーションの計画についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 冬のプロモーションの計画についてのお尋ねでございますが、冬のプランにつきましては、どうしても季節的に冬ということで寒いということもございまして、遠方へ出かけるのを控える時期であること、そして、忘年会、新年会のプランなどが主となるということでございますので、本市のメインマーケットである首都圏に合わせまして、地元、さらには県内にもターゲットを絞って積極的にPRすることによって、さらなる誘客に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） いよいよ塩原温泉は紅葉時期のベストシーズンを迎えようとしています。また、1件でも多くのホテル、旅館が冬のプランに参加していただければ、塩原温泉、板室温泉を盛り上げていただければ幸いです。

本市の観光もいよいよ稼ぐ仕組みが構築されようとしています。木下審議監に塩原温泉、板室温泉の経営者は何を求めたのでしょうか。稼げる仕組みではなかったのでしょうか。

塩原温泉も板室温泉もまだまだビジネスチャンスがあふれていると思います。秋、冬のプランに期待をし、ことし、来年を見るのも大切だと思いますが、ぜひ10年後の最高峰を目指し、頑張ってください。今はそんな思いでいっぱいです。塩原温泉、板室温泉の千客万来を願い、この項の質問を終了させていただきます。

3、本市の職員の育成と人事評価について。

役所という、お役所仕事のように余りいい意味で使われないケースが昔から多いわけですが、市役所では市民の役に立つところにすべき、そう

考えると、市民の皆様に対しての便利なサービスの提供は絶対に必要なものです。

一般的な感覚で当たり前だと思うことを当たり前にするだけでたくさんの市民の皆様役に立てるはずですから、市役所がもっと市民の皆様に近い存在にならなくてはなりません。そのためには、優秀な人間が公務員となり、そして常に緊張感と向上心を持って職務に当たってもらうことが必要不可欠だと考えます。

そこで、本市の職員の育成と人事評価について、以下の点についてお伺いします。

本市の職員数（パート、アルバイトを含む）についてお伺いします。

本市の職員育成についてのコンセプトをお伺いします。また、本市が目指す職員の理想像についてお伺いをいたします。

本市は人件費の削減にも前向きに取り組み、人件費比率の減少にもつながったが、具体的な取り組みについてお伺いします。

本市の人事評価システムについて、改めてお伺いします。

また、最近、見直した点があればお伺いします。

職員のモチベーションを上げるには非常に難しいと思うが、本市の取り組みについてお伺いします。

職員に対してのクレームの処理などはどの部署が対応し、解決をしているのかお伺いします。

市役所の行政サービスがよりよいものになっていくためには、やはり職員のさらなる努力と変化が必要だと思うが、本市の具体的な取り組みについてお伺いします。

今後の職員の育成についての計画、取り組みについてお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員の質

問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 3の本市の職員の育成と人事評価について、順次お答えいたします。

初めに、 の本市の職員数についてお答えいたします。

平成27年8月1日現在の職員数は、特別職を除いて、正規職員、任用職員が801人、任期つき職員が1人、再任用職員が25人、臨時職員が691人で、合計1,518人となっております。

次に、 の本市の職員育成のコンセプト及び本市が目指す職員の理想像についてでありますけれども、那須塩原市人材育成基本方針のサブタイトルに掲げております市民に役立つ職員を目指してが職員育成のコンセプトであると考えております。

これを基本に、求められる職員像としまして倫理観、使命感のある職員、市民感覚のある職員、高い専門性のある職員、経営感覚のある職員、そしてチャレンジ精神のある職員の5つの職員像を掲げております。

次に、 の人件費の削減の具体的な取り組みについてでございますが、定員適正化計画に基づきながら職員定数の適正化を推進しているところで、人件費の削減につながっております。

具体的には、組織の見直しや民間委託の推進、技能労務職員の退職者不補充、再任用職員や臨時職員の有効活用など、最少の職員数で最大の効果を発揮し、多様化する行政需要に的確に対応することができる精鋭集団の確立に取り組んでいるところでございます。

次に、 の本市の人事評価システムについてですが、本市では、係長級以下の職員を対象とします姿勢・適正評価と課長補佐及び課長級の職員を対象とします管理能力評価の2つの能力評価を実施しているところでございます。

この評価につきましては、職員間に優劣をつけるものではなくて、職員間の差をなくして組織全体の底上げを図るための人材の育成を主眼として実施しているところでございます。

最近見直した点はございませんが、今般、地方公務員法が改正されまして、能力及び実績に基づく人事管理が求められていることから、平成28年度からの業績評価導入に向けて庁内検討委員会を組織しまして、新たな人事評価制度の構築を進めているところでございます。

次に、の職員のモチベーションを上げる取り組みについてでございますが、人事評価制度がその役割を果たしていると考えております。

この評価制度では、評価結果を本人にフィードバックする面談を最も重要視しているところでありまして、この面談を通して、職員の仕事に対するモチベーションの喚起や気づきを促すことで、職員の能力開発や資質向上を図ることをねらっております。

次に、の職員に対してのクレームの処理についてでございますが、各部署がそれぞれに対応しているケースもあるとは思いますが、総合的には総務課で対応しておりまして、クレームの内容によっては、対象職員や所属長に事実確認をした上で対処方法を検討し、問題の解決に努めております。

次に、の職員のさらなる努力と変化に必要な具体的な取り組みについてでございますが、職員は時代の変化に対応する意識改革や資質向上についてさらに努力を積み重ねていく必要があるため、各種職員研修を計画的に実施しているところでございます。

職員研修につきましては、那須地区広域行政事務組合や栃木県市町村振興協会が実施する基本的な研修から、日本経営協会や市町村アカデミーな

どが主催して行います専門的な研修のものまで多種多様な研修があります。これらの研修によりまして、職員の能力開発や意識改革を図っているところでございます。

最後に、の今後の職員の育成についての計画、取り組みについてでございますが、今後につきましても、那須塩原市人材育成基本方針に基づきまして、職員の能力開発と資質向上を重視した長期的・総合的な人材育成の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時10分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、から順次再質問をさせていただきます。

和久部長には、ぜひ職員育成に対しわくわくするような答弁を期待します。

それでは、職員数については理解をしました。

また、男女の構成比についてお伺いをします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） それでは、職員の男女の構成比についてお答えしたいと思います。

まず、正規任用職員でありますけれども、トータルで801人というようなことでありますが、男性が473人、女性が328人というふうなことで、大体6対4の割合というふうなことになっておりま

す。

それから、任期つき職員につきましては男性職員が1名というようなことになっております。

それから、再任用職員であります、トータルで25人というようなことであります。男性が20人、女性が5人というようなことで、8対2の割合というふうなことになっております。

臨時職員であります、トータルで691人というようなことであります、男性が54人、女性が637人というふうなことで、大体1対9の割合というふうなことになっておりまして、トータルで1,518名でありますけれども、男性が548人、女性が970人というようなことで、大体の比率であります、男性4、女性6というふうな状況となっております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、本市の平成26年度の人件費の決算額について改めてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 人件費というふうなことであります、まず、職員の給与というふうなことで、これには職員の給料、それからボーナス等の手当、共済費等が含まれますが、トータルで63億2,800万円程度というふうなことになっております。

それから、臨時職員であります、こちらは8億4,700万円程度、合わせまして71億7,600万円程度というふうなことになっております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、 について順次再質問をさせていただきます。

職員を育てるといふか、育て方についての本市

の取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 職員の育て方というふうなご質問でありますけれども、段階的に捉えますと、まず採用試験がありまして、そこで人材の確保というふうなことになります。確保した人材につきましては、人材の開発というふうなことで、先ほどの答弁にもありましたように、いろんな研修を実施しているわけでありまして、段階的に応じた研修というふうなものがございます。

それから、人材の開発とあわせて人材の活用というふうなことで、人事配置、適材適所というふうなことで、そこでも今度は仕事を通しながらスキルアップを図っていくというふうなことにならうかと思っております。

それから、全体を通して人事評価をしているわけでありまして、その中でも人材育成というふうなことをしているというふうなことになりますので、こういった施策を相互に関連させながら、人材の育成をしているというふうな状況にございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、求められる職員像についてのプライオリティについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 先ほど、職員像というふうなことで、5つの求められる職員像を提示したわけなんです、倫理観、使命感、市民感覚、専門性、それから経営感覚、チャレンジ精神というふうな5つでございます。ただ、これはどれをとっても非常に重要というふうなことでありますので、優先順はつけてはございません。全体的な底

上げをねらっているというようなこととございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、本市の職員はかなり広範囲にわたって仕事をしていると思いますが、いい仕事をしている職員の評価並びにPRについての本市の取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） いい仕事の職員の評価とかPRというふうなご質問かと思えますけれども、評価につきましては、先ほど来申し上げていますように、人事評価というふうなことで評価をしているところでございます。ただし、その結果については、もちろん個人にはそれを提示しまして、後で出てきますけれども、面談等をしてというふうなことになるわけなんです、それ以外、どういう人がどういうふうな評価だったというふうなことは公表はしておりません。

ただ、そういった人事評価の結果に基づいて昇任、つまり係長になる、あるいは課長になる、あるいは部長になる、そういったところでは、そんなものを参考にしているわけでありまして、そんな意味からいいますと、表に向かってそういうふうになった人たちについては頑張っているというふうな評価がありますというふうなことになるんだというふうに思います。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、 については詳細に再質問をさせていただきます。

まず、精鋭集団の達成率についてお伺いします。現時点で結構です。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 精鋭集団、定員適正化計画の中では、精鋭集団を目指していくというふうなことを掲げております。ただ、なかなか、では今現在どのくらいだというのはなかなか難しいのかなというふうな気がしております。

人数的には、おおむね半分程度、50%は達成しているというふうなところにはあるんですけども、その中身においてどうなのかといいますと、やはり人事評価において、5段階で評価をしているわけでありまして、S、A、B、C、Dというふうなことで5段階というふうなことになって、Bというのが通常というふうなことになりますので、そこら辺からしますと、まだBランクには至っていないという職員も若干ですが、見受けられるというふうなことになりますので、9割程度は、その考え方でいけば達成しているのかなと、ただ、まだまだやはり精鋭集団というふうには底上げが必要だというふうには感じております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） ぜひ100%を目指して頑張ってもらいたいと思います。

定員適正化計画はどのような計画で、どの部署が進めているのか、具体的にお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 定員適正化計画についてでございますけれども、この計画につきましては、行財政改革の一環としまして、第1次計画を18年度に策定をしております、計画期間が19年度から23年度の5年間、その後、第2次計画としまして平成24年度から28年度の5年間というふうなことになっております。

その所管につきましては総務課が所管をするというふうなこととございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、定員適正化計画は時代背景、市民のニーズにどのように反映し、対応して進めていくのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 定員適正化計画、この名のとおり、定員とはどういったものが適正なのか、数はどういったものが適正なのかというふうなものの計画というふうなことになります。そういたしますと、今、議員からお話がありましたように、時代背景あるいは市民ニーズ、やはりこれに的確に対応していかなければならないというふうなことになるかと思えます。となりますと、やはりニーズが多ければそれだけ職員数も多く必要だというふうにはなるんだらうと思えます。

ただ、やはりお金、それから人というのは、その数には限りがあるわけでありまして、その限りある数の中で何とかやりくりをしていかなければならないだらうというふうに考えておりますので、やはり精鋭集団というようなところを今後とも育成をしていって、柔軟に対応できる体制をつくり上げていくことが重要だというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、定員適正化計画について、現時点でのメリット、デメリットについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 現在までの定員適正化計画のメリットというふうなことで限定してお話を差し上げるとすれば、やはり組織のスリム化といえますか、職員数のスリム化ですね。これを進めてきたところでありまして、人件費の削減、これがかなり効果があったであらうというふうな考え

ているところであります。

やはり一番のこれからのメリットというふうなことになりますと、先ほど来お話ししておりますように、少数精鋭というふうなところ、これを進めていくというふうなことでの計画というふうなことでメリットが出てくるのではないかというふうなことを考えております。

デメリットについては特段考えてはございませんが、先ほどお話ししましたように、時代の変化、市民のニーズ、これにどういふふうに対応していくのか。余り柔軟性のない計画でありますと、そういったものにも対応ができていかないというふうなことになりますので、そこら辺があえていならばデメリットというふうなことかというふうなことを考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 人口減少時代の今日、人口が減る中で、職員が減らない自治体と違い、非常に本市としては努力をしていますが、さらなる計画もしくは施策についてもお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） さらに飛躍するための秘策というふうなことなんですが、なかなか秘策というのはないんだらうというふうに思います。

やはり職員のほう、減とするというようなところというのは、一番大きいのは、組織見直し、組織改革だらうというふうに思います。

ただ、今回27年度につきましては、組織の見直しによってふえたというふうなところはございますけれども、そんなところが一番大きいのではないかというふうに思います。そんなことからしますと、なかなか秘策というふうなものはこれからなかなか難しくなるんだらうというふうに考えております。

ただ、先ほど来、お話しをしておりますように、精鋭集団というふうなところで、一つ一つ積み上げていって、職員数のほうをできるだけ抑制をしていければというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 公務員の人件費削減については、個々の職務の待遇と職務のバランスに目を配らずに行う公務員給与一律定率カットなどがあります。勤勉な職員ほど割を食う不公平な結果を招くので、モチベーションの面から相当な副作用を伴うこととなります。

インフォームドコンセント不足で職員のやる気も落ち、非常に難しい問題でもありますが、そういった職員の対応はどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） なかなか私たち職員の給料も上がらないというのが現状でございます。ただし、ここ2年ぐらいにつきましては人事院勧告のほうでも上向きというふうなところはございますけれども、なかなかやはり思ったような賃金というほどにはなっていないというふうなところで、そんなところからしますと、モチベーションはどうなのかというふうなところがあります。

ただ、お金だけで私たち職員は働いているわけではございません。やはり達成感というふうなものが重要だというふうに考えております。そんなところからしますと、人事評価における面談、そんなところでやはりその職員の思いというものをやはり十分に聞き出し、よいところについてはますます伸ばすというふうなところでのモチベーションの向上をねらっていくというふうなことが重要かというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、 について再質問をさせていただきます。

今までの人事評価システムについての課題についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 現在の人事評価でございますが、姿勢・適正評価と管理職の能力評価を2つのほうをやっております。その中の課題は、やはり評価のばらつきですね。評価する人の考えによって物差しが違うというふうなことで、ばらつきがあるというふうなところが一番の課題だというふうに感じております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、職員間に優劣をつけるのではなく、職員間の差をなくし、組織全体の底上げを図るための人材育成を主眼として実施している2つの能力評価についての詳細な取り組みについてお伺いします。

できれば、わかりやすくお願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） それでは、まず初めに、姿勢・適正評価についてでありますけれども、これについては評価の対象となりますのが、係長以下の職員というふうなことになります。その職務遂行に対する意欲、あるいは仕事に対する取り組み姿勢がどうであったかというふうなことを、その事実をもとに判断するというふうなことでございます。

この評価は、その職員が一定基準、標準レベル、先ほど申し上げました5段階のBというふうなことになりますが、それをクリアしたかどうかを判

断しまして、クリアしていない場合についてはやる気や努力を喚起するなど、職員一人一人が自己を振り返って考え、反省する機会として活用しているところでございます。

評価の方法については先ほど来申し上げておりますように、5段階評価というふうなことであります。それを評価シートを使用しまして、まず、その評価されるほう、職員が自分で自己評価をします。それに今度は評価者が評価を行いまして、面談においては、その結果を本人のほうにフィードバックしまして、今後の能力開発、あるいは人材育成につながる指導あるいは助言を行っているというようなことであります。

もう一つの管理能力評価につきましても、内容的には大体同じであります。管理職としての姿勢、リーダーシップ、あるいは部下育成能力、そういったものを評価するというふうなことであります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、新たに、平成28年度からの業績評価の導入に向けた庁内検討委員会の組織の内容と新たな人事評価制度の計画について、具体的にお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 新たに導入します予定となっております業績評価でございますが、庁内に検討委員会を設けております。これにつきましては、幹事課長9名で組織をしております。人事評価制度に関するシステムの構築、あるいは活用方策等を現在検討をしているところでございます。

また、その委員会の傘下にワーキンググループというのを置いておまして、それについては幹事課長補佐9名で構成をしております。その制

度のたたき台、これを現在検討しているというふうなことでございます。

この業績評価というふうなものを新たに今度導入しようというふうなことで検討しているわけでありまして、現在やっている能力評価と何が違うのかと、名のとおり、業績でありますので、その職員一人一人がどんな目標を持ってどこまでその目標を達成したのかというふうなことを評価するというふうな中身でありまして、その仕組みについて、現在検討しているというふうな状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） の最後の再質問になりますが、最後に職員の人事評価の場合、上司の主観によるところが大きくなると思うが、上司の目覚めのめでたい人がよい評価を受けるのではないかという問題点についての本市の取り組みについてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 公平性、それから公正性、これを確保するというのは非常に大切だというふう感じております。

そんなことで、先ほどちょっとはしょってしまいましたけれども、姿勢・適正評価におきましては、例えば一般の職員を評価する場合については、まずは係長級が評価するわけなんですね。これが第1次評価者となります。その次には課長が評価をします。第2次評価者というふうなことでありますので、係長だけが評価するというわけではございません。課長もというふうなことで、そこで公平性・公正性も確保するというふうなことの仕組みになっております。

また、管理能力評価におきましては、これは部長が課長等を評価するわけでありまして、

そのときには係員なり、そういった下の者、職員に評価の補助者となっていただいて、それを参考に評価をするというような制度になっておりますので、その点でも公平性等を確保する仕組みになっているというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、 について再質問をさせていただきます。

職員の面談はどのように実施されているのか具体的に伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 面談の方法ですが、これも繰り返しになりますが、評価をしましたシート、これを本人に開示しまして、ここはどうだった、ここはどうだった、ではこういうふうな部分については、例えば前の評価からすると力を入れなくちゃいけないところだったよね、どうなりましたか、ここはよかったよね、じゃ、もっと伸ばしましょうとか、そういった指導等をするというようなことで、本当に非常に面談が人材育成については重要だというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、モチベーションの喚起や気づきをどのように促しているのか具体的に伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） これも繰り返しになってしまいますけれども、やはり面談の中で、先ほど来お話ししていますように、その職員のどういった点がすぐれているのか、どこが不足しているのか、そういったところを人材育成の視点から面談をして、能力開発のための課題、あるいは今後の対応等を話し合っ、モチベーションの向上とい

うようなことにつなげたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、 について再質問をさせていただきます。

職員のクレーム対応マニュアルなどは策定しているのか伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） クレーム対応につきましては、特段のマニュアル等は作成はしていません。ただ、いろんな研修を実施しているというふうなお話を差し上げたところでありますが、そんな中で、接客対応セミナーというふうなものもありまして、その中でクレーム対応についても研修をしているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、職員がクレームに対し処理、適切に解決できる力を養成するためのマニュアルについて、本市の取り組みについて伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） クレーム対応マニュアルについてこういった取り組みをというふうなことからと思います。

この5月に策定をしました窓口サービス向上にかかわる行動計画というのがございます。その中で、今年度中に接遇マニュアルを作成するというふうなことにしております。そんな中で、クレーム対応についても取り組んでいければというふうに考えているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、今までのクレームはどちらかというと悪いほうのクレームです

ね。建設的なクレームについてどのように対処しているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 確かにいろんなご意見、苦情、クレーム等をたくさんいただくわけなんです、そんな中でも本当に、クレームというよりはご意見というふうに言ったほうがいいのではないかと思うんですが、本当にそうだよねというふうな建設的なお話をいただくことがあります。そんな場合については、対象の所管部署にもちろん連絡をして、所管部署において中身精査なり検討をした上で、こういうふうにしたほうが良いというものがあれば、今後の業務の参考にしている状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 自分のやっている仕事に自信があれば、どんなクレームが来ても怖くないはず。だからもっと市の職員には胸を張って自分の業績をアピールしてもらいたいと思います。何かと卑屈になって自己批判をするのではなく、前向きな自己反省をしてもらいたいと思っています。

自分は行政のプロフェッショナルなんだというプライドがあれば、何を言われても耐えられるはずだと思いますので、そのところもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、 について再質問をさせていただきます。

職員がもっと自己PRをしてもいいと思います。こんなにいいサービスがあります。いいサービスを始めました。那須塩原市はこんなにもすばらしいまちですよということを行政みずから積極的にアピールすべきだと思います。

もちろんそのために市民が何を求めているかと

いうことを知らなくてはなりません。市民が求めていることをベストのタイミングで発信をしなければ何も届きません。それができてこなかったから、行政は何もやっていないという誤解が積み重なってきたわけですから、職員のPRの仕方は大方下手だと思います。

部長、行政は何をやっていないわけではないですよ。ですから、職員がさらなる変化と努力が必要なので、職員一人一人が広報マン、広聴マンになるために、せめて自分が住んでいる地域のコミュニティに積極的にかかわるべきだと思うが、本市の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） やはり重要なのは、職員も地元に戻れば地元住民の一人だということがございます。それから、今年度シティブロモーション課が新たにできたわけでございますので、やはり職員一人一人が自分がこのプロモーションというふうな意識を持つというふうなことが非常に重要だということに考えております。

そんなところから、職員につきましては、地域活動への積極的な参加について、副市長名で周知を文書を出したところでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） ぜひ前向きに取り組んでもらいたいと思います。

それでは最後に、 について再質問をさせていただきます。

前から不思議に思っていたんですが、職員の人事異動を新聞に掲載する必要があるのでしょうか。お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 新聞掲載といたしますのは、

新聞社のほうからも要請があってというふうなことがあるわけなんです、市民の人の中からもやはり要望もありますことから、うちのほうの広報にも掲載をしているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、那須塩原市の職員がよくなる可能性はまだあると思います。職員のポテンシャルについて本市はどのように理解をしているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 職員のポテンシャルというふうなことでございますが、やはり人それぞれそれなりの能力、才能というふうなものは持っているんだろうというふうな考えております。ただし、それを発掘して開発して、それを活用するというふうなことが重要だというふうな考えておりますので、活用というふうな観点からいきますと、やはり適材適所の配置というものが重要だろうというふうな考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、市民と職員は一見全く正反対の立場にあるように思えるかもしれませんが、実際にはどちらも大事な市の運営者です。それを理解した上でのパートナーシップを構築すれば、もっともっと理想的な那須塩原市ができるはずなんです。そこで、本市の取り組み並びに考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） これにつきましては、のほうの再質問でお答えしたように、地域コミュニティへの積極的なかわり等、地元に戻れば一市民だというふうなところから、協働のまちづくり推進のために、地域活動、そして積極的な参

加、これを今後も推進していくことが必要だというふうな考えております。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） 市役所における真面目な人々の功罪について考えたことがありますか。地域を活性化しようとして、結局数々の失敗プロジェクトの山ができてしまうのはなぜでしょうか。職員が人口拡大社会で成果が出た方法をそのまま人口縮小社会となった現実も実行しているからではありませんか。

職員は恐らく集団内での常識を守り、日々与えられた業務を真面目に遂行することが仕事だと教わってきたのかもしれませんが。真面目に遂行するだけでは、与えられたルールを根本から疑い、それをみずから周囲を巻き込みながら組織をも修正をかけていくということがなかなかできません。常識とはみんなが知っている方法、制度です。真面目とは記録したプロセスを余計なことを言わずに早く処理できることです。

地域活性化のプロジェクトの失敗は、非常識で不真面目にプロジェクトを推進してきた結果ではありません。むしろ過去の制度、政策などの常識に沿って日々真面目に職員が業務を遂行した結果引き起こされたものではないでしょうか。ですから、市長も変革を訴え続けたと私は理解をしています。

真面目に業務をこなす職員は非難されることはありません。あの職員は真面目にやっている。一生懸命やっているということだけで組織内での評価が高まります。もちろん不真面目な職員よりはよいかもしれませんが、結果に対する評価を問わないあなあの関係によるプロセス評価体制が職員の失敗を放置させ、反省を促さず、次なる失敗を招く原因になりかねません。

行政は、これからますます縮小していく社会の

中で、民ができることはできるだけ民に任せ、そのためにも民がやりやすいようにルールや制度を変え、互いに連携していきやすい環境を整えるという新たな役割が課せられます。

これからの時代には、民間には高い公共意識、行政には高い経営意識が求められます。こういった意識が一人一人に備わったとき、いかなる課題も解決できるのではないのでしょうか。

すばらしい職員に生まれかわることと信じています。ぜひ那須塩原市の発展のため、すばらしい職員を育成してください。強く要望いたします。

これで私の市政一般を終了します。

議長（中村芳隆議員） 以上で、7番、櫻田貴久議員の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時41分